

官報号外

平成二十五年十一月八日

○第百八十五回 衆議院会議録 第九号

平成二十五年十一月八日(金曜日)

議事日程 第七号

平成二十五年十一月八日 午後一時開議

第一 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案(内閣提出)

第二 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
検査官任命につき同意を求めるの件

総合科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件

食品安全委員会委員任命につき同意を求めるの件

特定個人情報保護委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

電気通信紛争処理委員会委員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

証券取引等監視委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

運輸安全委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

○本日の会議に付した案件
検査官任命につき同意を求めるの件等十二件

午後一時二分開議

○議長(伊吹文明君) これより会議を開きます。

検査官任命につき同意を求めるの件

総合科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件

食品安全委員会委員任命につき同意を求めるの件

電気通信紛争処理委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

証券取引等監視委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

運輸安全委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

証券取引等監視委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

電気通信紛争処理委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

証券取引等監視委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

国会職員の配偶者同行休業に関する法律案(議院運営委員長提出)

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案(金子一義君外六名提出)

○議長(伊吹文明君) まず、お諮りをいたしました

検査官

総合科学技術会議議員

食品安全委員会委員

特定個人情報保護委員会委員長及び同委員

証券取引等監視委員会委員長及び同委員

電気通信紛争処理委員会委員

電波監理審議会委員

日本放送協会経営委員会委員

運輸審議会委員

運輸安全委員会委員

電気通信紛争処理委員会委員

証券取引等監視委員会委員

日本放送協会経営委員会委員

運輸安全委員会委員

電波監理審議会委員

証券取引等監視委員会委員

日本放送協会経営委員会委員

中央更生保護審査会委員

運輸審議会委員

電気通信紛争処理委員

証券取引等監視委員

国会職員

独立行政法人原子力安全基盤機構

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 全会一致。御異議なしと認めます。したがつて、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

総合科学技術会議議員に中西宏明君を、

電波監理審議会委員に前田忠昭君を

任命することについて、内閣の申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多數。よって、いずれも同意を与えることに決りました。

次に、

食品安全委員会委員に熊谷進君を、

特定個人情報保護委員会委員に阿部孝夫君を、

日本放送協会経営委員会委員に石原進君を

任命することについて、内閣の申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多數。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

食品安全委員会委員に熊谷進君を、

特定個人情報保護委員会委員に阿部孝夫君を、

日本放送協会経営委員会委員に石原進君を

任命することについて、内閣の申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多數。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

特定個人情報保護委員会委員長に堀部政男君

を、

同委員に手塚悟君を、

証券取引等監視委員会委員長に佐渡賢一君を

任命することについて、内閣の申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多數。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

日本放送協会経営委員会委員に長谷川三千子

君、百田尚樹君及び本田勝彦君を

任命することについて、内閣の申し出のとおり同

意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。(発言する者あり) 静粛にしなさい。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多數。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

日本放送協会経営委員に中島尚正君を

任命することについて、内閣の申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多數。よって、同意を与えることに決まりました。

次に、

日本放送協会経営委員に中島尚正君を

任命することについて、内閣の申し出のとおり同

〔高木陽介君登壇〕

○高木陽介君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案は、本年八月八日の人事院の意見の申し出に鑑み、外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを希望する有為な国家公務員の継続的な勤務を促進するため、一般職の国家公務員について、配偶者同行休業の制度を設けようとするものであります。

次に、地方公務員法の一部を改正する法律案は、地方公務員について、国家公務員と同様に配偶者同行休業の制度を設けようとするものであります。

両案は、去る六日本委員会に付託され、昨七月、新藤総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終局しました。次いで、採決いたしましたところ、両案はいずれも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがつて、日程は追加されました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがつて、日程は追加されました。

特定期域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(金子一義君外六名提出)

○議長(伊吹文明君) 特定期域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案を議題いたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長梶山弘志君。

○議長(伊吹文明君) ただいまの両案を一括して採決をいたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決でありました。両案を委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 全会一致。異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決をいたしました。

○議長(伊吹文明君) ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

〔梶山弘志君登壇〕

○梶山弘志君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

〔本号末尾に掲載〕

○あべ俊子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

金子一義君外六名提出、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊吹文明君) あべ俊子君の動議に御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがつて、日程は追加されました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがつて、日程は追加されました。

特定期域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(金子一義君外六名提出)

○議長(伊吹文明君) 特定期域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案を議題いたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長梶山弘志君。

○議長(伊吹文明君) ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

〔梶山弘志君登壇〕

○梶山弘志君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

〔本号末尾に掲載〕

官報(号外)

本案は、特定地域における輸送需要及び当該地域の状況に応じたタクシー事業の適正化及び活性化を推進するとともに、タクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保するための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、国土交通大臣は、タクシー事業が供給過剰である等の地域を特定地域として、供給過剰となるおそれがある等の地域を準特定地域として指定することができる」とし、特定地域においては、タクシー事業の新規事業許可及び供給輸送力を増加させる事業計画の変更を禁止すること、また、特定地域の協議会が削減すべき供給輸送力等について定めた特定地域計画について、独占禁止法の適用を除外すること、

第二に、国土交通大臣は、特定地域内で供給輸送力を削減しない事業者等に対し、営業方法の制限による供給輸送力の削減を命ずることができること、

第三に、特定地域等では、国土交通大臣が運賃の範囲を指定し、タクシー事業者は、その範囲内で運賃を定め、届け出なければならないこと、

第四に、タクシーの運転者登録制度を全国に拡大するとともに、一般旅客自動車運送事業者に、運転者の過労運転防止に必要な措置を講じることを義務づけることなどであります。

本案は、去る十一月一日日本委員会に付託され、五日提出者金子一義君から提案理由の説明を聴取し、翌六日質疑に入り、本日質疑を終了し、採決いたしました結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した結果、賛成多數をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたしま

す。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊吹文明君) 起立多数。よって、本案は

委員長報告のとおり可決をいたしました。

止法の適用を除外すること、

第二に、国土交通大臣は、特定地域内で供給輸送力を削減しない事業者等に對し、営業方法の制限による供給輸送力の削減を命ずることができる

○あべ俊子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案を議題とし、委員長の報告を

求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊吹文明君) あべ俊子君の動議に御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがつて、日程は追加されました。

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案を議題といたしま

す。

委員長の報告を求めます。環境委員長伊藤信太郎君。

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(伊藤信太郎君登壇)

○伊藤信太郎君 たゞいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、原子力規制委員会設置法の規定に基づき、独立行政法人原子力安全基盤機構が行う業務を原子力規制委員会に行わせるため、原子力安全基盤機構を解散し、その事務を国が引き継ぐこと等とするものであります。

本案は、去る十月三十日本委員会に付託され、十一月一日石原環境大臣から提案理由の説明を聴取した後、同日質疑に入り、本日質疑を終局いたしました。質疑終局後、採決いたしました結果、本件は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

なお、法案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたしました。

○議長(伊吹文明君) 国会職員の配偶者同行休業に関する法律案(議院運営委員長提出)

衆議院の事務局及び法制局の職員の定員に関する規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

○議長(伊吹文明君) 国会職員の配偶者同行休業に関する法律案、衆議院の事務局及び法制局の職員の定員に関する規程の一部を改正する規程案、

右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長逢沢一郎君。

国会職員の配偶者同行休業に関する法律案

衆議院の事務局及び法制局の職員の定員に関する規程の一部を改正する規程案

(本号末尾に掲載)

○あべ俊子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国会職員の配偶者同行休業に関する法律案及び衆議院の事務局及び法制局の職員の定員に関する規程の一部を改正する規程案の両案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊吹文明君) あべ俊子君の動議に御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加されました。

○議長(伊吹文明君) 国会職員の配偶者同行休業に関する法律案(議院運営委員長提出)

衆議院の事務局及び法制局の職員の定員に関する規程の一部を改正する規程案(議院運営委員長提出)

○議長(伊吹文明君) 国会職員の配偶者同行休業に関する法律案、衆議院の事務局及び法制局の職員の定員に関する規程の一部を改正する規程案、

右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長逢沢一郎君。

国会職員の配偶者同行休業に関する法律案

衆議院の事務局及び法制局の職員の定員に関する規程の一部を改正する規程案

(本号末尾に掲載)

〔逢沢一郎君登壇〕

○逢沢一郎君 ただいま議題となりました両案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、国会職員の配偶者同行休業に関する法律案は、一般職の国家公務員と同様に、外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを希望する有為な国会職員の継続的な勤務を促進するため、国会職員について配偶者同行休業の制度を設けようとするものであります。

次に、衆議院の事務局及び法制局の職員の定員に関する規程の一部を改正する規程案は、国会職員の配偶者同行休業に関する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。本法律案及び規程案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出いたしました。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、両案を一括して採決をいたします。

両案を可決するに御異議はありませんか。

〔伊吹文明君登壇〕

○議長(伊吹文明君) 全会一致。御異議なしと認めます。したがつて、両案とも可決をいたしました。

○あべ俊子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

災害対策特別委員長提出、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略して

これを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊吹文明君) あべ俊子君の動議に御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがつて、日程は追加をされました。

このような巨大災害に事前に対処すべく、早急に国が主導して効果的な対策を実施する必要があります。

本案は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護し、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ろうとするものであり、その主な内容は、

第一に、法律の題名を南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に改めること、

第二に、内閣総理大臣が科学的に想定し得る最大規模の地震を想定して、南海トラフ地震防災対策推進地域を指定すること、

第三に、推進地域の指定があつたときは、中央防災会議は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画を作成することとし、指定行政機関の長等は、防災業務計画等において一定の事項について定め、南海トラフ地震防災対策推進計画とするこ

と、

第四に、内閣総理大臣は、南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、津波避難対策を特別に強化すべき地域を、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定することとし、この指定があつたときは、関係市町村長は、都府県知事の意見を聞き、内閣総理大臣の同意を得て、津波避難対策緊急事業計画を作成することができること、

第五に、津波避難対策緊急事業に要する経費に対する国の負担割合の特例等を設けること、

第六に、津波避難対策緊急事業計画に基づく集中移転促進事業に係る特例措置を設けること等であります。

以上が、本案の提案の趣旨及び主な内容であります。

本案は、本日の災害対策特別委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもつて成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 全会一致。御異議なしと認めます。したがつて、本案は可決をいたしました。

〔伊吹文明君登壇〕

○議長(伊吹文明君) それでは、この際、内閣提出、国家戦略特別区域法案について、趣旨の説明を求めます。内閣大臣新藤義孝君。

〔新藤義孝君登壇〕

○國務大臣(新藤義孝君) このたび政府から提出いたしました国家戦略特別区域法案について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国が直面する最重点の課題は、我が国経済を中長期的な成長軌道に乗せていくことになります。そのためには、成長戦略を着実に実施していくことが不可欠であり、我が国を取り巻く国際経済環境の変化に対応して、各政策分野における施策を迅速かつ確実に実施することが重要ですが、とりわけ、国、地方公共団体、民間が三者一体となつて取り組むプロジェクトを対象に、大胆な規

制改革等を集中的に推進する新たな手法が必要とされております。この法律案は、このような観点から、国が、国家戦略特別区域を定めて、規制の特例措置の整備その他必要な施策を総合的かつ集中的に講するとともに、地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の実現を図り、もって我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るうとするものでござります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、政府は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、基本方針を閣議決定により定めるものとしております。

第二に、国による国家戦略特別区域の指定及び国家戦略特別区域ごとに定められる区域方針についての所要の手続を定めております。

第三に、国家戦略特別区域ごとに組織される國家戦略特別区域会議、同会議による区域計画の作成及び認定申請、内閣総理大臣による計画の認定等の所要の手続を定めております。

第四に、国家戦略特別区域において講ずる規制の特例措置等の内容について定めております。

第五に、国家戦略特別区域における施策に関する重要事項について調査審議等を行うため、内閣総理大臣を議長とする国家戦略特別区域諮問会議を内閣府に設置することとしております。以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに成立いたしますようお願い申し上げます。（拍手）

○平将明君　自由民主党の平将明です。

国家戦略特別区域法案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○議長（伊吹文明君）　ただいまの國務大臣の趣旨の説明に対し質疑の通告があります。順次これを許します。まず、平将明君。

〔平将明君登壇〕

ただいま議題となりました国家戦略特別区域法案について、自由民主党を代表して質問をいたします。（拍手）

二十年以上続いた経済の低迷は、我が国経済社会に深刻な影響をもたらしておりましたが、昨年の暮れの政権交代以降、「デフレマインド」を一掃するための大胆な金融政策という第一の矢、そして、湿った経済を発火させるための機動的な財政政策という第二の矢を放ち、消費と企業業績の回復傾向という形を通じて、国民の間に、そして國際社会の間でも、日本経済の先行きに対する期待の灯がともるまでになりました。

こうした状況で、第三の矢として、六月に、「日本再興戦略」が打ち出されました。

第一の矢、第二の矢でつくった「デフレ脱却への期待を一時的なものに終わらせないためには、企業に眠る膨大な資金を、将来の価値を生み出す投資へと向かわせる必要があります。民間の投資を引き出す際に何よりも重要なのが、投資先で民間の創意と工夫が十分に發揮できる仕組みが用意されるのか、これまで規制で縛られていた分野を内閣府に設置することとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

そこで、本法案ですが、国が定める国家戦略特別区域において、大胆な規制改革を総合的かつ集中的に講することを目的とし、国、地方公共団体及び民間事業者の三者が一体となって、総理主導で取り組みを推進する枠組みをつくるとするものであると認識しております。

これまで実現できなかつた大胆な規制改革、いわゆる岩盤規制と言われるようなものを含め、改革を集中的に推進することにより、経済成長の起爆剤となる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を創出しようとするものであり、大いに評価するものであります。

二十年以上続いた経済の低迷は、我が国経済社会に深刻な影響をもたらしておりましたが、昨年の暮れの政権交代以降、「デフレマインド」を一掃するための大胆な金融政策という第一の矢、そして、湿った経済を発火させるための機動的な財政政策という第二の矢を放ち、消費と企業業績の回復傾向という形を通じて、国民の間に、そして國際社会の間でも、日本経済の先行きに対する期待の灯がともるまでになりました。

これまで、大胆な規制改革の突破口とする観点から、精力的に規制改革の議論を重ねてきました。それに伴う対応について」や、十月十八日に日本経済再生本部において決定をされた国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針、さらには、本法案にしつかりと反映をされているものと考えますが、一部報道では、規制改革の措置が不十分といった論調も聞かれます。

ただ、問題は、具体的な制度設計と運用です。例えば、雇用ガイドラインの作成について、厚労省など役所任せにしていたのでは、不明確なガイドラインをつくるだけにもなりかねません。雇用条件の明確化と雇用拡大に向けて、どこまで本気で取り組むつもりか、総理の考え方をお伺いいたします。

次に、大胆な規制改革を実行していくための強力な体制の構築及び総理のリーダーシップについてお伺いいたします。

精力的な議論の成果として本法案に盛り込まれた規制改革事項は、国家戦略特別区域の指定や区

担当大臣、新藤大臣に御説明を求めます。本法案によれば、さまざまな分野にわたる規制改革の内容が盛り込まれており、とりわけ、雇用制度の改革に踏み込んだことは大きく、世界トップレベルの雇用環境の実現に向けた一つの成果として、歓迎すべきことと考えます。

しかし、一部報道により、解雇特区やブラック企業特区などといった、全く的外れな、あしきレッテルを張られてしまつたことは、国民に真意が伝わつておらず、まことに残念な事態であります。

今回、雇用ガイドラインを作成し、特区において国、地方、民間が一体となつてガイドラインを運用する体制を設けることにしては、極めて画期的であり、まさに、雇用の拡大につながるものと考えます。

ただ、問題は、具体的な制度設計と運用です。たゞ、問題は、具体的な制度設計と運用です。たゞ、問題は、具体的な制度設計と運用です。

たゞ、問題は、具体的な制度設計と運用です。たゞ、問題は、具体的な制度設計と運用です。

域方針及び計画の作成、内閣総理大臣の認定といつた手続を通じ、国家戦略特区において活用されていくことになります。

規制改革について、スピード感を持つて強力に実行し、日本経済を中長期的な成長軌道に乗せていくためには、総理大臣のリーダーシップはもとより、本法案により内閣府に設置をされる国家戦略特別区域諮問会議及び特区ごとに設置をされる国家戦略特別区域会議を、迅速かつ大胆な意思決定のできる体制とすることが肝要と考えます。

本法案において、迅速かつ大胆な意思決定を行うことのできる体制をどのように構築をし、実際の組織運営に当たって総理がどのように構築をし、実際シップを発揮していくのか、総理の考え方と決意を求めます。

今回の法案では、いわゆる岩盤規制を含め、従来の総合特区などとはレベルが違う規制改革メニューが提示されていますが、もちろん、これで終わってはなりません。次期通常国会、さらに次の会期と、改革メニューの追加を行っていくことが重要と考えます。

特に、今回の改革メニューで抜けてているのは、税制であります。

八から九月に行われた自治体、民間からの提案募集では、特区において法人税を格段に思い切つて引き下げるなどの提案もあつたと承知をしています。こうした提案については、年末に向けて、政府・与党内で早急に議論を進める必要があると考えます。今後の改革メニューの追加、とりわけ、税制面での特例措置の追加について、総理の見解を伺います。

次に、国家戦略特別区域法に基づく提案の取り

扱いについて伺います。

国家戦略特区の構想を具体化するに当たり、広く現場から衆知を集め、大胆な規制改革等を実行するプロジェクトを組成するため、政府は、地方公共団体及び民間事業者から提案募集を行つたと伺っております。

この提案募集により、全体で二百四十二の団体から、百九十七もの、数多くの提案があつたと伺っておりますが、一ヶ月間という短期間での募集にもかかわらずこれだけの提案があつたということことは、規制改革に対する期待感のあらわれにほかなりません。

しかしながら、国家戦略特区は、おのずから絞られるものと考えており、これら全ての提案が國家戦略特区として拾い上げられるわけではありません。

そこで、国家戦略特区に対して応募のあつた提案の中に、今回の法案や検討方針に盛り込まれなかつたものの、日本の構造改革の推進等に資するような、重要で有効な規制改革の提案がある場合、これらについても、実現に向け、政府として支援できる検討プロセスを設けるべきであると考えます。このことについて、政府としてどのように対応されるのか、御見解を伺います。

国家戦略特区として取り組みを行う区域及び特区ごとの区域方針が今後決定されていくものと思われます。実行なくして成長なしです。まずは、まさに、実行なくして成長なしです。まずは、実行体制についてのお尋ねがありました。

これらを通して、企業が投資しやすく、雇用拡大につながるような仕組みとしてまいります。実行体制についてのお尋ねがありました。

法案を成立させていただいた後、速やかに国家战略特別区域諮問会議を立ち上げ、基本方針の策定、特区の指定等についての議論を開始することになりますが、この会議の議長は私であり、議長として、リーダーシップを発揮し、国家戦略特区を強力に推進してまいります。

ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 平将明議員にお答えをいたします。

本法案の意義についてお尋ねがありました。

国家戦略特区により、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革を実行することで、世界で一番ビジネスのしやすい環境を創出し、民

間投資の喚起により、日本経済を停滞から再生へ導くことができると考えています。本法案を早期に成立させていただき、成長戦略の着実な実施につなげていきたいと考えています。

雇用の規制改革についてのお尋ねがありますた。

御指摘のとおり、雇用ルールがわかりにくくなることがあります。

このため、国が雇用ルールを明確化すべく作成する雇用ガイドラインについては、真に有効なものとなるよう、役所任せにせず、国家戦略特区諮問会議で、有識者等の意見を聞いた上で作成することとしております。

あわせて、特区内では、企業に対し、地域特性に応じたきめ細かな相談、助言サービスを実施する体制を構築することとしています。

これらを通じて、企業が投資しやすく、雇用拡大につながるような仕組みとしてまいります。

実行体制についてのお尋ねがありました。

法案を成立させることに最大限努力していきました。

まさに、実行なくして成長なしです。まずは、本法案を成立させることに最大限努力していきました。

法案成立後、私がリーダーシップを持って、速やかに国家战略特区諮問会議を立ち上げ、基本方針、区域の選定、各特区の区域計画に迅速に取り組んでまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣新藤義孝君登壇〕

○国務大臣(新藤義孝君) 平議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、規制改革の成果についてでござります。

国家戦略特区制度につきましては、居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成、そして、医療等の国際的イノベーション拠点整備といったような観点から、特別的な措置を組み合わせて講じ、成長の起爆剤とする、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整える、これがこの目的でござります。

十月十八日に、国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針を政府決定したところであり、総理のリーダーシップのもと、これまで突破できなかつたような岩盤のような規制について、改革を実施する措置を盛り込むことができたと認識をしております。

医療、雇用、教育、都市再生、まちづくり、農業、さまざまな活用の、各分野において実行する大胆な規制改革を通して、成長戦略の実現についてお尋ねがございました。

国家戦略特区の指定の際には、国家戦略として必要な範囲を限定することから、規制改革の提案の全てを国家戦略特区として取り上げることは、困難があると思っております。

しかしながら、これらの提案には、日本の構造改革の推進等に資するような重要で有効な提案も多數含まれております。こうしたものにつきましては、構造改革特区の提案とみなして、実現していくスキームを国家戦略特区法案にも盛り込んだところでございます。

このスキームにより、提案された規制改革を円滑に実施するための支援に努めてまいります。(拍手)

国家戦略特区制度につきましては、居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成、そして、医療等の国際的イノベーション拠点整備といったよ

うな観点から、特別的な措置を組み合わせて講じ、成長の起爆剤とする、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整える、これがこの目的でございま

す。

○議長(伊吹文明君) 次の質疑者、近藤洋介君。
〔近藤洋介君登壇〕
○近藤洋介君 民主党の近藤洋介です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました国家戦略特別区域法案について質問をいたします。(拍手)

本法案は、いわゆるアベノミクス三本の矢の最後の一歩、成長戦略の実現の目玉、総理のお言葉をかりれば、成長戦略の一丁目一番地として提出されました。

特定の地域を指定し、規制改革を柱に、経済社会の構造改革を大胆に進め、産業競争力を高める。また、海外からの投資を呼び込み、国際的な経済活動の拠点をつくる。本法案の第一条には、こうした目的が明記されております。お題目は立派です。

しかし、その政策の柱となる規制改革について、早くも、安倍政権のやる気のなさ、底の浅さを指摘する声が広がっています。

今日六日、産業競争力会議の民間議員を務めてきた楽天株式会社の三木谷浩史社長兼会長は、安倍政権の規制緩和策について、時代錯誤も甚だしいと厳しく批判し、同会議の議員を辞職いたしました。國を相手に訴訟することを検討するとも発言されています。

本法案を策定するに当たり、最初の原動力となつたのは産業競争力会議です。三木谷氏は、この会議で、規制改革の推進を主張する中心メンバーであり、ある意味で、本法案の生みの親とも言えます。

閣議決定をされた翌日に、三木谷氏のような応援団から、政権が、痛烈に批判をされ、三木谷氏は、このスケートに、規制改革を円滑に実施するための支援に努めてまいります。

本法案は、いわゆるアベノミクス三本の矢の最後の一歩、成長戦略の実現の目玉、総理のお言葉をかりれば、成長戦略の一丁目一番地として提出されました。

特定の地域を指定し、規制改革を柱に、経済社会の構造改革を大胆に進め、産業競争力を高める。また、海外からの投資を呼び込み、国際的な経済活動の拠点をつくる。本法案の第一条には、こうした目的が明記されております。お題目は立派です。

しかし、その政策の柱となる規制改革について、早くも、安倍政権のやる気のなさ、底の浅さを指摘する声が広がっています。

今日六日、産業競争力会議の民間議員を務めてきた楽天株式会社の三木谷浩史社長兼会長は、安倍政権の規制緩和策について、時代錯誤も甚だしいと厳しく批判し、同会議の議員を辞職いたしました。國を相手に訴訟することを検討するとも発言されています。

本法案を策定するに当たり、最初の原動力となつたのは産業競争力会議です。三木谷氏は、この会議で、規制改革の推進を主張する中心メンバーであり、ある意味で、本法案の生みの親とも言えます。

閣議決定をされた翌日に、三木谷氏のような応援団から、政権が、痛烈に批判をされ、三木谷氏は、このスケートに、規制改革を円滑に実施するための支援に努めてまいります。

本法案は、いわゆるアベノミクス三本の矢の最後の一歩、成長戦略の実現の目玉、総理のお言葉をかりれば、成長戦略の一丁目一番地として提出されました。

特定の地域を指定し、規制改革を柱に、経済社会の構造改革を大胆に進め、産業競争力を高める。また、海外からの投資を呼び込み、国際的な経済活動の拠点をつくる。本法案の第一条には、こうした目的が明記されております。お題目は立派です。

しかし、その政策の柱となる規制改革について、早くも、安倍政権のやる気のなさ、底の浅さを指摘する声が広がっています。

今日六日、産業競争力会議の民間議員を務めてきた楽天株式会社の三木谷浩史社長兼会長は、安倍政権の規制緩和策について、時代錯誤も甚だしいと厳しく批判し、同会議の議員を辞職いたしました。國を相手に訴訟することを検討するとも発言されています。

本法案を策定するに当たり、最初の原動力となつたのは産業競争力会議です。三木谷氏は、この会議で、規制改革の推進を主張する中心メンバーであり、ある意味で、本法案の生みの親とも言えます。

閣議決定をされた翌日に、三木谷氏のような応援団から、政権が、痛烈に批判をされ、三木谷氏は、このスケートに、規制改革を円滑に実施するための支援に努めてまいります。

本法案は、いわゆるアベノミクス三本の矢の最後の一歩、成長戦略の実現の目玉、総理のお言葉をかりれば、成長戦略の一丁目一番地として提出されました。

特定の地域を指定し、規制改革を柱に、経済社会の構造改革を大胆に進め、産業競争力を高める。また、海外からの投資を呼び込み、国際的な経済活動の拠点をつくる。本法案の第一条には、こうした目的が明記されております。お題目は立派です。

しかし、その政策の柱となる規制改革について、早くも、安倍政権のやる気のなさ、底の浅さを指摘する声が広がっています。

今日六日、産業競争力会議の民間議員を務めてきた楽天株式会社の三木谷浩史社長兼会長は、安倍政権の規制緩和策について、時代錯誤も甚だしいと厳しく批判し、同会議の議員を辞職いたしました。國を相手に訴訟することを検討するとも発言されています。

安倍総理、どのように受けとめておられますか。

お答えください。

また、三木谷氏が問題視している薬事法改正の

政府方針について、総理は、考え直し、方針変更

を関係閣僚に指示するお考えはありますか。お答

えください。

次に、法案の内容について質問いたします。

安倍総理、総理は、ことしのAPECの場にお

いて、本法案を念頭に、岩盤規制を打ち破ると、

大見えをお切りになりました。異次元の金融緩和

を実現した安倍政権です。私も、野党の立場とは

いえ、多少期待をいたしました。

ところが、本法案の提出を受け、残念ながら、

失望いたしました。規制緩和の具体策が、余りに

小粒、余りに貧弱であるからであります。(発言

する者あり)

○議長(伊吹文明君) 少し、不規則発言をしてい

る諸君、静かにしてください。

○近藤洋介君(続) 本法案には、特区で規制緩和

する項目が列挙されております。検討項目を除き

即実施するとした項目のうち、法律事項は七項目

です。

問題は、内容です。国際イベントなどで道路を

使いやすくするための特例、賃貸住宅を宿泊施設

にできる特例、容積率の緩和、農業生産法人の要

件の限定期的な緩和、高度医療の病床規制の緩和な

どです。

国と地方自治体、そして事業の実施主体による

協議の場となる協議会も設けました。さらに、国

の政省令で定めた規制や制度を地方自治体の条例

で変えることができるようにならなど、地域の、

現場の発想や知恵を最大限に生かす画期的な制度

を導入したのです。小泉特区を引き継ぎながら、

大きく発展させたのです。

総理、本法案で示したこの程度の規制見直しの

ため、新たな新法をつくる必要があるのですか。

既成の制度の適用で十分ではないでしょうか。

規制改革なら構造改革特区、規制、税制、金融

など総合改革を実現するなら、総合特区制度また

うな国の規制について、地域限定で規制を改革し、地域の活動を推進する目的がありました。

構造改革特区として、これまで千二百七件の特区計画が認定されております。地域限定で改革を進め、霞が関の規制を突破する特区の手法は、小

泉改革の成果であります。

民主党政権では、特区制度をさらに発展させました。

産業競争力を高める国際戦略特区と地域活性化

特区の二種類の総合特区を創設。規制改革に加え

て、金融や予算、税などの政策資源を集中する仕組みを設けました。(発言する者あり)よくお聞きください。

産業競争力を高める国際戦略特区と地域活性化

特区の二種類の総合特区を創設。規制改革に加え

て、金融や予算、税などの政策資源を集中する仕

組みを設けました。(発言する者あり)よくお聞きください。

意地を張らずに、よいものはよいと、広い度量を持つ方が行政の効率も上がると思いますが、いかがですか。

新藤担当大臣に伺います。

今後、この国家戦略特区の制度を用いて、さらなる規制改革に取り組むお考えはありますか。だとすれば、本法案で示された貧弱な規制見直しの項目を、早急に再検討を加え、拡充すべきであります。来年の通常国会にも改正案を提出し、項目をふやし、深掘りすべきと考えますが、いかがですか。お答えください。

規制改革を担当する稻田国務大臣に伺います。

本法案では、国家戦略特別区域諮問会議を設置することとなつております。安倍政権において規制改革会議も立ち上げられています。どのように連携していくのか。

例えば、規制改革会議で取り上げられていない改革が、各所からの提案から国家戦略特別区域諮問会議でいきなり決定されることもあるのか。それなら、規制改革会議とは一体何なのか。規制改革担当大臣の見解を伺います。

これまでの特区法と本法案の最大の相違点は、改革の基本的な内容を政府が決める、首相が議長を務める諮問会議で決める、すなわち、トップダウンの方式を採用している点にあります。

特区の名称も、国家戦略を掲げています。国家の戦略とは、重たい言葉です。しかし、本法案で示された内容に、産業の競争力を強化するための、世界から技術・人材を呼び込む国際都市を築くための戦略が示されているのが甚だ疑問です。本法案では、目標として、国際・ビジネス拠点の形成、医療等の国際的なイノベーション拠点の形成、革新的な農業等の産業拠点の形成の三つを掲

げています。しかし、この三分野とも、法案には、政府の国家戦略は一切見えていません。

例えば、農業分野であります。

農業委員会と市町村の事務分担の見直し、古い民家の活用のための建築基準法の適用除外、農家レストランの設置要件の緩和、先ほども申し上げました農業生産法人要件のごく一部の緩和、さらには、補助の拡大とも言える、これはほとんど規制改革とは言えません、農業への信用保証制度の適用が、法案並びに政府の説明資料に記載されています。

安倍総理、これら規制見直しが無駄とは言いません。しかし、これらの規制見直しを有機的に結びつける国家戦略があるのでしょうか。また、個別の政策を進めた結果としての具体的な戦略目標をお持ちなのでしょうか。

この国家戦略特区なるもので、一定の期間内に特区内の農業生産高や農業所得が大幅にふえる道筋を示すべきであります。全国のモデルケースになる高付加価値農業の姿、競争力の高い農業の姿を示すべきであります、いかがですか。本法案の国家戦略特区が実現した場合の農業分野の姿、すなわち、国家の戦略をお示しください。

国家戦略が示せないならば、この法案は看板に偽りあります。今からでも遅くありません。法案の名称から国家戦略を外し、安倍内閣直轄特区とでも変更すべきであります。いかがですか。総理、お答えください。

民主党政権で進めた総合特区制度に盛り込んだ支援策の中では、残念ながら、機能していないものもあります。それは、税の支援策です。

総合特区では、税制上の支援措置として、所得控除を講じました。しかし、財務省との協議の中

で、専ら特区内で事業を実施する法人を対象としたため、現状で、対象となつた法人がありません。ある意味で、最大の岩盤は、税制、財務省での支援措置を超える税制措置のメニューは出るのでしょうか。また、いわゆる専ら規定は、外れる方向で調整が進んでいるのでしょうか。担当の新藤大臣、そして、査定側の麻生財務大臣の見解を伺います。

安倍首相に伺います。

本法案の議論の中で、解雇特区の構想が一旦浮上しました。世論の、そして我々民主党の反発を受け、事実上の解雇特区については断念した内容の法案となりました。賢明な御判断であります。しかし、法案には盛り込まれませんでしたが、これからもこの議論は進めていかれるのですか。この国を、いつでも首にできる国にする意欲を持ち続けるのですか。なぜ、新しい特区の中で、解雇の判例を示した雇用ガイドラインが必要なのか、総理、その真意をお答えください。

総理、経済の成長をもたらすのは、雇用の成長しかありません。一人一人が働き手として成長し、国全体としても、働き手の質が高くなることでしか経済は成長しないのです。少子高齢化が急速に進んでいる日本において、成長の鍵は、一人一人が働き手として成長できているか、そして、それを支える社会となつていていますかに尽きます。

○内閣総理大臣安倍晋三君登壇

○内閣総理大臣安倍晋三君近藤洋介議員にお答えをいたします。

政府の規制緩和策に対する御批判についてのお尋ねがありました。

政府の規制緩和策について、さまざま御意見、御批判があることは承知をしております。安倍内閣の成長戦略の目指すところは、強い経済を再生するため、企業の競争力強化を図り、それによる企業収益の増加を、若者、女性を初め頑

実行し、社会の安定と安心を確保するために、税と社会保障の一体制改革案に取り組みました。ある意味で、最大の岩盤は、税制、財務省での支援措置を超える税制措置のメニューは出るのでしょうか。また、いわゆる専ら規定は、外れる方向で調整が進んでいるのでしょうか。担当の新藤大臣、そして、査定側の麻生財務大臣の見解を伺います。

安倍総理、今の日本に必要なのは、底上げ政策

です。底上げを図ることで、格差による階級の断続をなくすべきです。世代間、地域の格差をなくすべきであります。

現場でも、経営者と働く仲間の一体感を強め、一定の価値観を共有し、一丸となつて企業や地域社会を盛り上げる仕組みが必要です。松下幸之助翁や本田宗一郎氏の言葉を出すまでもなく、日本の強さは、人を大切にするチームワークにあるのです。

総理、意味のある経済成長を実現したいのならば、浅はかな人切り、切り捨て政策を改め、雇用の成長に軸足を置く底上げ政策に転換すべきと考えます、いかがですか。

以上、本法案の課題の一部、アベノミクスの危うさのごく一部を指摘いたしました。

民主党は、今後も、責任政党として、建設的な提議、政策論議を深めることをお約束して、私の代表質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

[内閣総理大臣安倍晋三君登壇]

○内閣総理大臣安倍晋三君近藤洋介議員にお答えをいたしました。

政府の規制緩和策に対する御批判についてのお尋ねがありました。

政府の規制緩和策について、さまざま御意見、御批判があることは承知をしております。安倍内閣の成長戦略の目指すところは、強い経済を再生するため、企業の競争力強化を図り、そ

次に、規制改革に対する今後の取り組みについてでございます。

法案が成立した後に、国家戦略特区を具体的に実現していく過程に入りますが、そのとき、さらなる規制・制度改革の課題が必ず浮かび上がってくると考えているわけです。世界で一番ビジネスのしやすい環境を目指して、今後も、規制・制度改革に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そして最後に、税制措置でございます。

国家戦略特区の税制措置については、日本再興戦略において、「大胆な規制・制度改革を行い、こうした制度設計に応じた税制措置を検討の上、必要な措置を講ずる」としております。

八月十二日から一ヶ月間、地方公共団体や民間事業者に対して、国家戦略特区に関する提案募集を実施いたしました。地方公共団体や民間事業者からの御提案をいただきまして、まずは、規制改革等の実現に取り組むため、この国会に国家戦略特区法案を提出したわけでございます。

税制措置につきましては、年末の税制大綱の決定に向けて作業を急ぎ、世界で一番ビジネスのしやすい環境の整備に向けて、成果を出してまいりたいと考えております。（拍手）

〔国務大臣稻田朋美君登壇〕

○国務大臣（稻田朋美君） 国家戦略特別区域諮問会議と規制改革会議の関係についてお尋ねがありました。

規制改革会議では、全国に推進すべき規制改革事項を検討対象とし、改革に取り組んでいます。他方、国家戦略特区は、規制改革の実験の場として突破口を開くことを目的とし、特定区域のみの規制改革を推進するものであり、必要に応じ、連

携することといったしております。

国家戦略特区諮問会議の意見を聞いて決定される規制改革事項は、まずは特区内で特例を認めるものであり、全国展開を図るためにには、課題が存在する場合もあるものと考えます。早期に全国展開を図ることが望ましいものについては、規制改革会議の立場から必要な検討を行い、望ましい改革が実現できるよう、精力的に取り組んでまいります。（拍手）

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣（麻生太郎君） 国家戦略特区にかかる税制についてのお尋ねがあつております。お忘れかと思いますが、

国家戦略特区につきましては、大胆な規制・制度改革を行い、こうした制度設計に応じて必要な税制を検討することいたしております。まずは、内閣官房を中心に要望の具体化を図つていただき、その内容を精査の上、税制の検討を進めてまいりたいと存じます。（拍手）

〔阪口直人君登壇〕

○議長（伊吹文明君） それでは、次の質疑者、阪口直人君。

〔阪口直人君登壇〕

○阪口直人君 日本維新の会の阪口直人です。ただいま議題になりました国家戦略特区法案について、日本維新の会を代表して、質問をさせていただきます。（拍手）

本題に入る前に、安倍総理にお尋ねをいたしました。

今回の国会は、成長戦略実行国会だと総理自身が命名をされています。ところが、前回の産業競争力強化法案の審議の際は、総理は、トルコに外遊されていて、答弁の場にいらっしゃいませんでした。

した。

自民党は、野党のとき、徹底的に首脳外交を阻止する戦略をとられていましたが、私たち日本維新の会は、首脳外交の価値を認め、総理が年間百日は海外出張できるような国会改革を掲げ、その実現を、今後も真剣に目指してまいります。

しかし、総理自身が力を入れているはずの、本来は重要広範である重要な国会審議が総理がいらしゃらない中でなされるのであれば、国会輕視に力をかしてしまうことになるのではないかと、私たちは、正直、はしごを外された思いであります。

この点を総理はどうの受けとめていただいているのか、まずは御自身の言葉で答えていただきたく、その内容を精査の上、税制の検討を進めてまいりたいと存じます。（拍手）

世界で一番ビジネスのしやすい環境を実現するため、まず特区の中で大胆な規制の撤廃を行う発想は、私たちも共有をしており、大阪府、大阪市は、政府に先回りをして、具体的な数々の提案を行つてまいりました。

しかし、実際に提出された法案の中身を見て、がつかりしました。産業競争力会議での議論と比べると、岩盤規制を打ち破る気概が全く感じられない内容になつてしまつたこと、残念でなりません。

世界を取り込むためには、大胆な規制緩和が必要です。二十四位から一位を目指すわけですが、これが今までとは異次元の挑戦により既得権を打破しなくてはなりません。その覚悟とリーダーシップがあるのか、世界が安倍総理に注目しています。

安倍総理は、十月二十一日の衆議院予算委員会で、国家戦略特区に関する、特区ごとに具体的な計画を決める統合推進本部の意思決定には関係大臣を加えない方針を明らかにされました。統合推進本部のメンバーは、国家戦略特区担当大臣と関

係地方公共団体の長、民間事業者の三者で組織す

る方向で検討しているとし、具体的な事業の推進のために必要な協議には関係大臣の参加を認めるが、意思決定には加えない方向で検討しているとおっしゃっています。抵抗する大臣がいては骨抜きになるから構成を見直したのでしょうか。

では、安倍総理は、そもそも、なぜそのような抵抗勢力予備軍を閣僚に任命したのか。抵抗するような人が閣僚なら、更迭をし、成長戦略実行内閣に改造して改革をやり切るのが、本当の実行力、首相としてのリーダーシップではないでしょうか。いかがでしょうか。

さて、世界銀行が百八十五の国・地域を対象に企業の活動状況を調査した年次報告書「ビジネス環境の現状」のランクでは、二〇一三年は、日本は二十四位。昨年の二十位から、下がつています。韓国は八位、マレーシアは十四位、タイが十八位で、アジアの新興国にもリードを許しています。起業のしやすさは百十四位、税制度が百二十七位と、大変に厳しい評価です。世界で一番ビジネスがしやすい国どころか、世界で二十位にも入つていないのが現実です。だから、突破力を伴つた改革が必要なんです。

外国企業が日本を敬遠するのは、ビジネスコストの高さ、規制、行政手続の煩雑さ、医療機関や子供の教育の問題などが挙げられています。世界を取り込むためには、大胆な規制緩和が必要です。二十四位から一位を目指すわけですが、國家戦略特区が本当に機能し、成果を上げるため、これまでとは異次元の挑戦により既得権を打破しなくてはなりません。その覚悟とリーダーシップがあるのか、世界が安倍総理に注目しています。

ところが、さまざまに既得権を持つ業界団体に支援を受けた議員で、自民党は今、まさに膨れ上がりっています。その存在こそが最大の抵抗勢力にならぬよう、既得権の岩盤のような壁を突破しなければいけない。自民党をぶつ壊す覚悟で取り組む必要があります。総理の率直な思い、そして覚悟を問いたい。

多くの外国人投資家は、雇用規制の緩和こそが成長戦略を機能させる鍵と見ていました。

大阪府と大阪市は、チャレンジ特区を提案。大阪の御堂筋エリアを対象に、能力主義、競争主義に果敢にチャレンジする企業が集まる条件を整備するため、労働法制の緩和を求めてきました。能力主義、競争主義を前面に打ち出して、一定の報酬以上の労働者は労働法制を適用しない、そんな画期的な制度です。

企業と労働者の関係で見ると、労働者は弱い立場です。日本全体の制度としては、労働者を守つていく法制度は絶対に必要です。これは強調しておきたい。

しかし、十分な能力と一定以上の収入があり、リスクはあっても自分の能力と可能性を最大限伸ばしたい、情熱を持った人々を応援する環境はつくれないものでしょうか。そんな人たちがビジネスの世界で力を発揮すれば、多くの利益をもたらす存在になる可能性が高まります。

同じ考えに立ち、能力と夢を持つ日本を目指す外国人にも門戸を開く、そういう環境を推進するが、国家戦略特区のあるべき姿ではないでしょうか。

資本、人材を呼び込むためには、また、成長に向けて活発な民間活動をサポートするためには、規制緩和とともに、これまでにない規模での税制

改革が必要です。国家戦略特区法案において最も大きな問題は、税制改革に踏み込めていない点です。

例えば、大阪府と大阪市において、新たに進出した企業の地方税をゼロにしています。国も、こうした取り組みに連動させて、特区内での法人税を大幅に下げるべきです。総理のリーダーシップを發揮して、何としても、特区における税制の抜本改革を進めていただきたい。

海外から注目されている金融改革も、先送りにされました。政府はアジアナンバーワンの金融センターをつくおくれをとっています。海外の金融機関がアジア本社を東京からシンガポールや香港に移す例も相次いでいます。

株式上場にかかる金融取引税をゼロにするなどの抜本的な見直しや、有価証券報告書や監査報告書も英語のみによる行政手続を可能にするなどの環境整備を進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。特区は、あくまで、限定した地域や分野での取り組みです。日本全体が経済的に成長していくたることは、特区において控除額を特別大きくすることは活動を後押しする、こんな制度をつくってはいかがでしょうか。

米国のオバマ大統領は、大学を卒業した後、三年間、シカゴ南部の貧困地域で、弱い立場の人々の自立を支援する地域活動家として働きました。このような経験を踏まえて、社会活動家を支援する意思を育んだと言われています。

国家戦略特区は、一部の地域、一部のエリートや、強い立場の人たちだけが恩恵を受けるものではありません。全ての人々に希望を与える制度になるように、グランードデザインを練り直し、より志の高いものにしていく、そんな視点も

させていただきたい。

国家戦略特区は、日本の中にシンガポールや香港をつくる、過酷な国際競争に勝ち切る都市をつくることが目的と解釈していますが、私は、経済の効率性を追求するとともに、人間の幸せを追求するための新しい挑戦をする場でもあつてほしいと思います。

例えば、社会をよくするための事業を行う社会起業家、すなわちソーシャルアントレプレナーを応援する特区にしませんか。利益を最大化する、それだけではなく、社会への貢献を最大化しようと考える企業、いわゆる公益資本主義を実践する企業を応援する特区というコンセプトを追求する、そんな挑戦の場でもあつてほしい。

社会貢献を目的とする営利企業に対する優遇税率のあり方は、今、米国では大きな議論になっています。日本でも、特区で実験的に導入することから始めではないかがでしょう。

また、非営利の社会貢献活動を行うNPOに対しては、特区において控除額を特別大きくすることで活動を後押しする、こんな制度をつくってはいかがでしょうか。

日本維新の会におかれましては、国益を踏まえた国会改革を進めようとしている姿勢に対しても、改めて御理解をいただきたいと思います。国会が期待し国益に資する国会改革の実現に向けて、引き続き御尽力をいただきたい、このように思ふ次第でございます。

私のリーダーシップについてお尋ねがありました。まず、安倍政権には、抵抗大臣はおりません。これまで、産業競争力会議の場などを通じ、私自身が、直接、関係大臣に対し、改革を実現する方向で検討するよう指示を行つて、リーダーシップを發揮してきました。この結果、今回、医療、雇用、教育、まちづくり、農業等の各分野に

えてつくり上げる意思を改めてお伝えし、質問を終えます。

ありがとうございました。(拍手)
〔内閣総理大臣安倍晋三君〕 阪口直人議員にお答えをいたします。

○内閣総理大臣安倍晋三君登壇

秋の出張と今回の審議についてお尋ねがあります。

た。トルコは、G20などのメンバーであるのみならず、アジアとヨーロッパをつなぐ我が国にとって戦略上極めて重要な国です。

今回の出張は、日・トルコ九十周年の記念日に、日本の技術でアジアとヨーロッパとともに出席しました。その機会に首脳会談を行い、深い信頼関係を築くことができ、大きな成果を上げられた

おいて、これまで突破できなかつた改革事項を盛り込みました。

安倍政権の改革に終わりはありません。改革の実行に向けた挑戦は、まだまだ続きます。

国家戦略特区への覚悟についてのお尋ねがありました。

法案を成立させた後に、速やかに国家戦略特別区域諮問会議を立ち上げ、基本方針の策定、特区の指定等についての議論を開始することとなりま

すが、この会議の議長は私であり、議長として、リーダーシップを發揮し、国家戦略特区を強力に推進してまいります。

また、国家戦略特区を具体的に実現していく過程に入りますが、そのとき、さらなる規制・制度改革の課題が必ずや浮かび上がつてくると考えます。引き続き、私が先頭に立つて、世界で一番企業が活躍しやすい国を目指して、規制・制度改革に積極的に取り組んでまいります。

能力と夢がある内外の人を応援する環境の整備についてお尋ねがありました。

国家戦略特区は、居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成、国際的イノベーション拠点の整備といった観点から、世界で一番ビジネスがしやすい環境をつくることを目指すものです。このためには、能力と夢を持つた内外の人材が活躍することが不可欠です。

このため、本法案においては、例えば、有期雇用の特例については、柔軟で多様な働き方が可能となるよう、全国規模の規制改革を行うこととしています。

あわせて、外国医師の診察の解禁、容積率の緩和、公立学校運営の民間開放など、内外の意欲と能力のある人材を引きつけるような環境整備を行っています。

図つてまいります。

次に、特区に関する税制についてのお尋ねがありました。

地方公共団体や民間事業者からの提案を受け、規制改革に加え、税制措置についても、年末の税制大綱の決定に向け、世界で一番ビジネスしやすい環境の整備のため、成果を出してまいります。

国家戦略特区における金融分野などの環境整備についてお尋ねがありました。

国家戦略特区制度については、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革を実行していくための突破口として、居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成といった観点から、特例的な措置を組み合わせて講じ、世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出するものです。このビジネスには、金融分野も排除されておりません。

本法案が成立した後、国家戦略特区を具体的に実現していく過程において、御指摘のあつた規制改革事項も含め、さらなる規制・制度改革の課題が浮かび上がつてくるものと考えています。

安倍政権の規制・制度改革に終わりはありません。引き続き、私が先頭に立つて、世界で一番ビジネスがしやすい環境をつくりつてまいります。

国家戦略特区の全国への影響や全国展開についてのお尋ねがありました。

国家戦略特区は、これまで全国的には実現できなかった大胆な規制改革について、特区において集中的な取り組みを行うものです。

国家戦略特区は、大都市のみならず、地方も視野に入れられた、全国的な視野に立って、日本経済再生につながるプロジェクトの推進を図るもので

す。この国家戦略特区における取り組みがリードングプロジェクトとなり、日本経済全体が再

生することで、ひいては、地方を含めた日本全体の発展にもつながるものと考えています。

また、国家戦略特区において措置された規制改革事項は、その効果を定期的に評価することにより、将来的に全国展開することも想定しているところであります。

国家戦略特区の恩恵が、経済格差として一部地域や人に偏るとのお尋ねがありました。

国家戦略特区における取り組みがリーディングプロジェクトとなり、日本経済全体の再生にもつながることで、地域格差や経済格差の問題解決に資するものと考えています。国家戦略特区の経済成長の成果を全国隅々にまで行き渡らせられるように努めてまいります。

政府としては、今回提案している法案が最善のものと考えておりますが、よりよいものにするための御提案があるのであれば、国会審議の中で建設的な議論をしていただくことを期待しております。

次に、社会貢献活動を行う企業やNPOに対する税制優遇のあり方についてのお尋ねがあります。

本法案は、七年後のオリンピックの開催を追い風に、日本の経済社会の風景を変える、世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出するとの総理の御決意を示すものであると認識しております。

今こそ、二〇二〇年、さらには、その先の未来に向かつて、オール・ジャパンで力強い成長戦略を実現していくことが重要であると考えます。

安倍内閣発足以降、経済は明らかに好転しつつあります。ですが、これからが重要です。

デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものにする、そして景気回復の恩恵を、家計へ、中小企業へ、地方へと、つなげていかなければなりません。

先日、三回目の政労使会議が開かれましたが、企業収益を確実に賃金上昇に反映させるというこ

とにについて、協議の進捗状況を含め、足元の経済の好循環実現に向けた総理の御決意を伺います。

こうした足元の経済成長とともに、中長期の視

ました国家戦略特別区域法案について質問いたします。(拍手)

ことしのプロ野球日本シリーズにおいて、楽天イーグルスが初優勝を遂げ、東北が歓喜に包まれました。先の見えない避難生活を送る方たちからも、久しぶりに大きな希望をもらつた、うれしくて震えも涙もとまらないなどの声が相次ぎ、東北の方たちのはじける笑顔を見た私も、胸が熱くなりました。

国家戦略特区の恩恵が、経済格差として一部の方たちに偏るとのお尋ねがありました。

見せましょう、野球の底力をと呼びかけた結果は、まさにスポーツの持つ力を満天下に示し、東北の方たちの心をかたいきずなで結びました。

スポーツといえば、二〇二〇年、東京で、日本で、オリンピック、パラリンピックが開催されました。

見せましょう、野球の底力をと呼びかけた結果は、まさにスポーツの持つ力を満天下に示し、東北の方たちの心をかたいきずなで結びました。

スポーツといえば、二〇二〇年、東京で、日本で、オリンピック、パラリンピックが開催されました。

本法案は、七年後のオリンピックの開催を追い風に、日本の経済社会の風景を変える、世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出するとの総理の御決意を示すものであると認識しております。

今こそ、二〇二〇年、さらには、その先の未来に向かつて、オール・ジャパンで力強い成長戦略を実現していくことが重要であると考えます。

安倍内閣発足以降、経済は明らかに好転しつつあります。ですが、これからが重要です。

デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものにする、そして景気回復の恩恵を、家計へ、中小企業へ、地方へと、つなげていかなければなりません。

先日、三回目の政労使会議が開かれましたが、企業収益を確実に賃金上昇に反映させるというこ

とにについて、協議の進捗状況を含め、足元の経済の好循環実現に向けた総理の御決意を伺います。

こうした足元の経済成長とともに、中長期の視

○副議長(赤松広隆君) 次に、高木美智代さん。

(高木美智代君登壇)

○高木美智代君 公明党の高木美智代です。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となり

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣 安倍晋三君 高木美智代議員にお答えいたします。

経済の好循環実現に関するお尋ねがありました。

デフレ脱却と経済再生のためには、賃金上昇を伴う好循環を実現していくことが重要であり、政労使会議において、これに向けた共通認識の醸成を目指して取り組んでおります。

これまで、経済界から、企業収益の改善を雇用の創出と賃金の引き上げにつなげていくことが重要である、あるいは、業績の改善を報酬の形で還元することを検討したい、そして、報酬に関しては従来の定期昇給を中心とした賃金の熊様を見直すことも含めて検討するなどといった、心強い発言をいただいているところであります。

経済成長を早期に賃金上昇や雇用拡大につなげ、全国津々浦々まで景気回復の実感を得られるよう、引き続き取り組んでまいります。

国家戦略特区の意義、効果等についてお尋ねがありました。

国家戦略特区は、大胆な規制改革等を実現するための突破口として、居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成、医療等の国際的イノベーション拠点整備といった観点から、特例的な措置を組み合わせて講じるものです。

これにより、世界で一番ビジネスのしやすい環境を目指し、国、地方、民間が三者一体となつて取り組むプロジェクトの推進により、民間投資の喚起を通じ、日本経済を停滞から再生へ導くことができると考えております。

大都市と地方の格差拡大の不安についてお尋ねがありました。

国家戦略特区は、まさに、この前向きな改革野に入った全国的な視点に立って、日本経済再生につながるプロジェクトの推進を図るものであります。

この国家戦略特区における取り組みがリーディングプロジェクトとなり、日本経済全体が再生すること、ひいては、地方を含めた日本全体の発展にもつながるものと考えております。

また、従来の特区制度やその他の施策を着実に進めるなど、地域活性化施策を全国各地で積極的に展開し、全国隅々にまで成長の成果を行き渡らせてまいります。

次に、中小企業、ベンチャー企業、女性、若者への配慮についてお尋ねがありました。

国家戦略特区のプロジェクトは、国、地方自治体、民間が三者一体となつて推進するものであり、大企業に限らず、中小企業や女性、若者も広く参加いただきたいと考えています。

ベンチャー企業や中小企業も含め、規制の特例措置等による投資を促すとともに、女性、若者を含め、頑張る人たちの活躍の場や雇用の拡大を目指して取り組んでまいります。

いずれにせよ、私は、女性が輝く社会の実現を最も重要なテーマの一つと位置づけております。

この法案に限らず、これからも、女性の起業支援、管理職登用などに全力で取り組んでまいります。

この趣旨については、国家戦略特区基本方針に記載をするとともに、具体的な運営方法について、会議の運営規則等で明確化をしてまいります。

また、会議について、議事要旨の公表及び一定期間経過後の議事録の公表を行うことにより、調査審議の透明性を高めることとします。

いずれにしても、国家戦略特区諮問会議の公平性、中立性が確保されるよう、万全の対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、対象地域の指定でございますが、具

す。国家戦略特区は、まさに、この前向きな改革のかなめです。

実行なくして成長なし。本法案を成立させ、実行に移することで、世界で一番ビジネスがしやすい環境を実現し、日本経済の再生につなげてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣新藤義孝君登壇〕

○国務大臣 新藤義孝君登壇 高木美智代議員から、六点お尋ねをいただきました。

まず、諮問会議の運営についてでございます。

御指摘のとおり、国家戦略特区諮問会議の運営に当たりましては、公平性、中立性を確保することが重要であることは言うまでもございません。

このため、国家戦略特区諮問会議につきましては、その運営に当たり、構成員である民間有識者が、仮に会議の調査審議事項につき特別の利害関係を有するときには、当該事項について調査審議に関与することができないようにしてまいりたいと考えております。

この趣旨については、国家戦略特区基本方針に記載をするとともに、具体的な運営方法について、会議の運営規則等で明確化をしてまいります。

また、会議について、議事要旨の公表及び一定期間経過後の議事録の公表を行うことにより、調査審議の透明性を高めることとします。

いずれにしても、国家戦略特区諮問会議の公平性、中立性が確保されるよう、万全の対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、対象地域の指定でございますが、具

体的な地域の指定については、法案成立後に立ち上がる国家戦略特区諮問会議において、国、地方、民間が一体となって取り組む、我が国経済にインパクトのあるプロジェクトについて検討し、それを実施するのにふさわしい区域の選定に入っています。

特区の指定箇所数は、国家戦略として必要な範囲に限定することとしておりますが、いざれにせよ、特区諮問会議において検討をさせていただきたいと思います。

次に、特区計画の作成についてのお尋ねでございます。

国家戦略特区は、国、地方、民間の各主体が三者一体となつて取り組むプロジェクトを推進するものでございます。

御指摘のとおり、プロジェクトの推進には、地域における行政を自立的かつ総合的に実施する役割を広く担っている地方公共団体の主体的な参画が不可欠だと考えております。

本法案においては、区域計画は、国家戦略特区担当大臣、関係地方公共団体の長、民間事業者の三者が相互に密接な連携のもとに協議した上で、合意して作成することとしているため、関係地方公共団体の意見は十分反映されるものと考えております。

いずれにしても、地方自治体とよく連携をし、取り組んでまいります。

次に、新たな規制改革事項についてのお尋ねでございます。

国家戦略特区につきましては、八月十二日から一ヶ月間、提案募集を行いまして、二百四十二の団体、そのうち地方公共団体は六十一でございましたが、この二百四十二の団体から提案がございました。

国家戦略として必要な範囲を限定することから、規制改革の提案の全てを国家戦略特区として取り上げることは困難でございます。しかしながら、これらの提案には、日本の構造改革の推進等に資するような、重要な有効な提案も多數含まれております。こうしたものについては、構造改革特区の提案とみなして、実現していくスキームをこの国家戦略特区案の中に盛り込んでございます。

また、本法案が成立した後に、国家戦略特区を具体的に実現していく過程に入りますが、そのときには、民間事業者や地域からの新たな問題提起を通じて、さらなる規制・制度改革の課題が必ず浮かび上がってくる、このように考えております。

法の第五条第七項に基づく提案募集につきましては、そのような状況をしっかりと見きわめまして、適切な時期に行つていきたいと考えています。

議員が御指摘のとおり、規制改革に終わりはないとの認識に立ちまして、国家戦略特区の推進に取り入れるべき提案があれば、その実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

次に、関係大臣の関与についてのお尋ねでございます。

特区を政府一体となつて推進する体制を構築することが重要であるとの御指摘は、そのとおりでございます。

このため、国家戦略特区制度では、特区に関する政府全体の方針を閣議決定により策定する、特区の指定は政令により行うこととしており、いずれも政府全体の意思として決定を行つことにしております。

さらに、基本方針にのつとつて作成される区域計画については、認定の際、専門的な立場から事

業が本法の規定に合致しているかどうかを判断するため、計画に記載された事業及び規制の特例措置を所管している関係大臣の同意を得ることとしております。

また、国家戦略特区諮問会議及び国家戦略特区会議は、プロジェクトを進めていく上で、専門的な立場である関係大臣の意見を聞くことが必要となる場合には、関係大臣を構成員として、意見を聞くことができるとしております。

いずれにしても、政府一体となつて国家戦略特区を推進してまいりたいと思います。

最後の御質問でございます。特区の評価のあり方について。

議員が御指摘をいただきましたように、国家戦

略特区を指定したことでの終わりではなく、国家戦

略特区におけるプロジェクトの円滑な実施は、日

本経済の再生を実現することにつながつていく、

そうでしたプロジェクトの効果を最大限に發揮する

ためには、P D C A方式による進捗管理を適切に

行つことが重要である、このように考えているわ

けです。

しかし、現実には、国際競争のフロントにいる

日本は、資本主義の国であるはずです。なら

ば、その構造の根幹にある資本そのものの競争力

を高めなければならないはずです。

日本は、資本主義の国であるはずです。なら

ば、その構造の根幹にある資本そのものの競争力

を高めなければならないはずです。

このことは、日本の上場企業の経営者は、全体と

して、世界の経営者と比べ、著しく資本を無駄に

し続けているということを意味しています。

これらを高めるために、何よりも、経営者の競

争力を全体として高めなければならないはずで

す。質の高い経営者がいて初めて、各種の規制改

革が生きるのです。そのためには、社外取締役の

義務化や株式持ち合い構造の転換など、経営者の

新陳代謝を促すような環境整備を進める必要があ

ると思いますが、総理の御所見を求めます。

その意味では、国家戦略特区支援利子補給金の

支給は、本来、その企業や事業の加重平均資本コ

ストを考慮すれば、現在価値マイナスの事業でも

投資実行してしまうといった誤った経営判断を誘発する可能性があり、そのことから、短期的には

プラスでも、中長期的には資本の競争力を逆に弱めることになります。この点につき、御所見を求めております。

○副議長(赤松広隆君) 次に、大熊利昭君。

(大熊利昭君登壇)

○大熊利昭君

みんなの党の大熊利昭です。

私は、みんなの党を代表して、ただいま議題と

なりました国家戦略特区法案について質問をしま

す。(拍手)

本法案の目的は、我が国を取り巻く国際経済環

境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応し

て、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発

展を図るために、経済社会の構造改革を重点的に

推進するとしています。

そうであれば、経済社会では核となるプレー

ヤーである企業の構造にもメスを入れなければな

らないはずです。

日本は、資本主義の国であるはずです。なら

ば、その構造の根幹にある資本そのものの競争力

を高めなければならないはずです。

しかし、現実には、国際競争のフロントにいる

日本は、資本主義の国であるはずです。なら

ば、その構造の根幹にある資本そのものの競争力

を高めなければならないはずです。

このことは、日本の上場企業の経営者は、全体と

して、世界の経営者と比べ、著しく資本を無駄に

し続けているということを意味しています。

これらを高めるために、何よりも、経営者の競

争力を全体として高めなければならないはずで

す。質の高い経営者がいて初めて、各種の規制改

革が生きるのです。そのためには、社外取締役の

義務化や株式持ち合い構造の転換など、経営者の

新陳代謝を促すような環境整備を進める必要があ

ると思いますが、総理の御所見を求めます。

その意味では、国家戦略特区支援利子補給金の

支給は、本来、その企業や事業の加重平均資本コ

ストを考慮すれば、現在価値マイナスの事業でも

投資実行してしまうといった誤った経営判断を誘

発する可能性があり、そのことから、短期的には

プラスでも、中長期的には資本の競争力を逆に弱

めることになります。この点につき、御所見を求

めます。

ささらに、この利子補給金制度の決定プロセス

が、まことに不透明です。ワーキンググループの

八田座長も、これまで全く議論されていない制度

が突然加えられることは、不適切なデュープロセ

スであり、政治的要望により加えられたのではな

いかとしています。誰の、どのような要望だった

か、御答弁をお願いします。

次に、この法律によって、どの分野が、いつま

でに、どのくらい国際競争力が強化されるかにつ

いて、国際的な市場シェアの向上など、具体的な

数値目標は定めているのですか。説明を求めま

す。

国家戦略特区は、総合特区等と異なる側面を強

く打ち出すべきだと考えます。その観点から、国

家戦略特別区域計画の作成においては参加者全員

の合意を法律要件とするとは、意思決定をおく

らせることになりますか。答弁を求めます。

医療分野について伺います。

外国人医師が、その自国民に限らず外国人一般

に対して診療を行うことを認めると言います。こ

のことは一定の前進ではあります。なぜ日本人

はその対象に入つていいのですか。日本人は日

本人の診察を受けるだけでよいというのです。理

由になりません。医師会の強力な反対でできな

かつたのですか。明快な答弁を求めます。

雇用条件の明確化について伺います。

特区ごとに設置する統合推進本部のもとで、企

業の雇用管理や労働契約事項が雇用ガイドライン

について

計画については、認定の際、専門的な立場から事

に沿つてはいるか助言、相談する雇用労働相談センターの設置について、なぜ法案に明記しなかったのですか。また、雇用ガイドラインの策定には、特区諮問会議が関与すべきではないですか。説明を求めてます。

公立学校の運営の民間開放について伺います。

法案では、公設民営の解禁が可能かどうかについて、今後検討を加えるとされています。しかし、平成二十五年十月十八日の日本経済再生本部決定では、公立学校運営の民間開放、学校の公設民営等を可能とすることと明言されており、そこから大幅に後退しています。決定どおり、公設民営の解禁を法案に明記しなかつたのはなぜですか。理由の説明を求めます。

建築基準法の特例措置について伺います。

特区においては、都市計画で定められた容積率を緩和するとありますが、同時に建ぺい率を見直すことをしないのはなぜですか。同時に建ぺい率も緩和することで、より広い居住空間を得ることができます。都心居住が促進されるのではないか。

土地区画整理法及び都市計画法について伺います。

二〇二〇年の東京オリンピック開催を控え、まちづくりのあり方を見直すこととは極めて重要です。国、地方、民間による区域会議では、都市開発に関する規制が国よりも地方の方が厳しい場合、必要な区域計画の策定ができず、国家戦略特区の機能が十分に果たされないおそれはありませんか。

国家戦略特区では、地方の規制と国の規制のうち、どちらか、より緩和された基準に合わせるという考え方はありませんか。そして、既存の都市計

画手続について、標準処理期間を法律に明記すべきではありませんか。答弁を求めます。

農業について伺います。

業の信用リスクをどのようにして計算するのですか。猛暑や大雨等の未曽有の気象現象が頻発する

いるのですか。現状のスキームのように、国や都道府県等の地方自治体が信用保証協会の損失を穴埋めすることになりますか。

安倍内閣には、骨太で強調な三本目の矢を期待

して、私の質問を終わります。（拍手）
〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 大熊利昭議員にお答えをいたします。

日本の産業の再興のためには、前向きな企業経営者の新陳代謝を促すような環境整備についてのお尋ねがありました。

経営者の新陳代謝を促すような環境整備についてのお尋ねがありました。

日本再生のための第三の矢である日本再興戦略では、達成すべき成果目標、KPIと呼んでおりますが、このKPIが定められており、日本再興戦略の重要な柱の一つとして位置づけられています。

このお尋ねがございました。

す。

このため、ワーキンググループの報告に加え、政府として利子補給制度が有効であると判断し、導入を決定したものであります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁

させます。（拍手）

〔國務大臣新藤義孝君登壇〕

○國務大臣（新藤義孝君） 大熊利昭君から、五点御質問をいただいております。

まず、この数値目標についてのお尋ねでござい

ます。

日本経済再生のための第三の矢である日本再興戦略では、達成すべき成果目標、KPIと呼んでおりますが、このKPIが定められており、日本再興戦略の重要な柱の一つとして位置づけられています。

このお尋ねがございました。

日本再生のための第三の矢である日本再興戦略では、達成すべき成果目標、KPIと呼んでおりますが、このKPIが定められており、日本再興戦略の重要な柱の一つとして位置づけられています。

このお尋ねがございました。

の提案に対しマル・バツをつけるのではなく、民間、地方公共団体と国が一体となって取り組むべきプロジェクトを形成し、国がみずから主導して、大胆な規制改革等により、その実現を図る、こういう構成にさせていただいております。

このため、国家戦略特別区域における具体的な事業の実施計画である国家戦略特別区域計画の作成に当たっては、プロジェクトの実施に主体的にかかわる三者が、その合意を得るために相互に密接な連携のもとに協議をし、作成することになつています。

るわけでございます。

区域計画の作成に当たりましては、特区会議において国みずから計画を推進する立場に立つて積極的に関与することで、迅速的な意思決定に努めています。

次に、建築基準法上の特例でござります。

建築基準法の容積率の特例は、職住近接の環境整備を促進するため、区域計画で定めた事業実施区域において、計画で定める容積率の最高限度内で住宅を建築できるようにするものでございます。

次に、建築基準法上の特例でござります。

建築基準法の容積率の特例は、職住近接の環境整備を促進するため、区域計画で定めた事業実施区域において、計画で定める容積率の最高限度内で住宅を建築できるようになるものでございます。

本特例は、事業者などからの提案等を踏まえ、職住近接の促進と、良好な市街地環境の形成を図るため、一定の空地を敷地内に有する住宅を対象として適用するものであります。

したがつて、建ぺい率の緩和を同時にを行うものではありませんが、容積率の緩和により、土地の有効高度利用を促し、居住空間の確保や都心居住の促進が図られるものと考えております。

なお、本法案では、あわせて、区域計画に記載をして内閣総理大臣の認定を受けることにより、都市計画の決定または変更がなされたものとみなすことになる、ワンストップ処理の特例を置いて

います。この特例の活用により、国家戦略特区會議において合意することにより、建ぺい率について、都市計画を変更して緩和することも可能になりました。

次に、都市開発に関する規制についてのお尋ねであります。

本法案で措置された都市計画法等の特例を活用する際には、区域計画に記載する都市計画の内容について、国家戦略特区會議において、国家戦略特区担当大臣、関係地方公共団体の長及び民間事業者の三者が密接な連携のもとで協議をして、そして合意が形成されるものであり、その中から適切な結論が出されるものと考えています。

都市計画に要する期間を一律に法定することは困難でございますが、国、地方、民間の三者が参画する国家戦略特区會議においてワンストップ処理が可能となることで、都市計画決定の迅速化に資するものと考えております。国家戦略特区會議の構成員として、国家戦略特区計画を推進する立場から、迅速な計画策定に努めてまいります。

最後に、農業への信用保証制度の適用に係る制度設計についてのお尋ねでございます。

今般、日本経済再生本部が決定した国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針に盛り込まれたとおり、国家戦略特区において、商工業とともに進行する農業について、信用保証協会の保証を付与することを可能とすることとしています。これにより、農業における民間金融機関からの資金調達の円滑化が一層図られるものと考えています。

具体的な制度設計は今後検討していくことになりますけれども、農業の信用リスクの計量方法について、従来から農業向けの融資を行っている日本政策金融公庫等の公的金融機関の制度を参考

にするなど、合理的な制度設計となるようにしてまいりたいと考えております。(拍手)

○國務大臣(田村憲久君登壇) 大熊議員から、一問質問をいただきました。

まず一問目は、外国医師に係る二国間協定の取り扱いについてのお尋ねでございます。

世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出するため、外国人が安心して医療を受けられる環境を整備する観点から、外国医師に係る二国間協定について、国家戦略特区内に限定して、人數枠の拡大、外国人一般に対する診療を認めること等の対応を行うこととしたしております。

その際、外国医師の診療対象に日本人を加えることで、例えば、英語圏から来るビジネスマンが、英語の細かいニュアンスまでわかる英語圏の外国医師を受診することが可能となり、世界で一番ビジネスをしやすい環境の創出という今回の措置の目的を十分に果たすことができると思ったものであります。

それでも、外国人一般に対する診療を認めることで、例えは、英語圏から来るビジネスマンが、英語の細かいニュアンスまでわかる英語圏の外国医師を受診することが可能となり、世界で一番ビジネスをしやすい環境の創出という今回の措置の目的を十分に果たすことができると考えたものであります。

そこで、外國医師の診療対象に日本人を加えることで、例えは、英語圏から来るビジネスマンが、英語の細かいニュアンスまでわかる英語圏の外国医師を受診することが可能となり、世界で一番ビジネスをしやすい環境の創出という今回の措置の目的を十分に果たすことができると考えたものであります。

談、助言サービスを事前段階から実施していくといたします。

いつものであります。

また、雇用ガイドラインについては、法案の第三十六条第二項において、国家戦略特区諮問会議の意見を聞いて作成することを規定いたしておりました。

以上でござります。(拍手)

○國務大臣(下村博文君登壇) 公立学校の運営の民間開放についてお尋ねがあります。

公立学校の運営の民間開放については、本法案の附則において、公立学校の管理を民間に委託することを可能とすることは、大変重要なことと認識しております。

公立学校の運営の民間開放については、本法案の附則において、公立学校の管理を民間に委託することを可能とするため、その具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずると規定しております。公設民営を可能とする方針を明らかにした上で、そのための具体的な検討に取り組み、必要な措置を講ずることを定めており、日本経済再生本部決定から後退したとは考えておりません。(拍手)

この特区諮問会議は、経済財政諮問会議と同等の強い権限を持つ会議であり、その構成メンバーは、総理が指名し、半分は民間有識者とされています。その民間有識者は、企業側の利益代表であります。その民間有識者は、企業側の利益代表であります。これは、企業利益に直結する規制緩和をトッピングダウンで進める体制づくりではありませんか。

関係閣僚は、どのような位置づけなのでしょうか。臨時に呼ばれて意見を言うだけではないでしょうか。

規制緩和を進めることを多数の議員によつて決められたら、ブレーキのない、規制緩和暴走機関にならざるを得ないではありませんか。

安倍内閣は、日本再興のために法案を出したと言いますが、その内容は、特定区域を指定し、

裁判例を分析、類型化した雇用ガイドラインに従つているかどうかなど、具体的事例に即した相

優遇税制を実施するものであります。

なぜこのような法案を提出したのか。

アベノミクス特区をつくるべしだと提唱した産業競争力会議委員の竹中平蔵氏は、こう述べています。

岩盤規制を打破しないかなければ、特に雇労者保護法制をやり玉に上げました。

なぜそんなことを言うのか。竹中氏は、人材派遣会社の取締役会長だからではないでしょうか。人材派遣ビジネスで利益を上げる上で邪魔な労働法制を、意のままに変えたいからであります。意図が見え見えではありませんか。自分の企業の利益に直結する規制緩和さえ進めば、それによつて被害が広がるうがどうなるうが構いなしといいう姿勢であります。到底容認できるものではありません。

なぜそんなことを言うのか。竹中氏は、人材派遣会社の取締役会長だからではないでしょうか。人材派遣ビジネスで利益を上げる上で邪魔な労働法制を、意のままに変えたいからであります。意図が見え見えではありませんか。自分の企業の利益に直結する規制緩和さえ進めば、それによつて被害が広がるうがどうなるうが構いなしといいう姿勢であります。到底容認できるものではありません。

なぜそんなことを言うのか。竹中氏は、人材派遣会社の取締役会長だからではないでしょうか。人材派遣ビジネスで利益を上げる上で邪魔な労働法制を、意のままに変えたいからであります。意図が見え見えではありませんか。自分の企業の利益に直結する規制緩和さえ進めば、それによつて被害が広がるうがどうなるうが構いなしといいう姿勢であります。到底容認できるものではありません。

なぜそんなことを言うのか。竹中氏は、人材派遣会社の取締役会長だからではないでしょうか。人材派遣ビジネスで利益を上げる上で邪魔な労働法制を、意のままに変えたいからであります。意図が見え見えではありませんか。自分の企業の利益に直結する規制緩和さえ進めば、それによつて被害が広がるうがどうなるうが構いなしといいう姿勢であります。到底容認できるものではありません。

なぜそんなことを言うのか。竹中氏は、人材派遣会社の取締役会長だからではないでしょうか。人材派遣ビジネスで利益を上げる上で邪魔な労働法制を、意のままに変えたいからであります。意図が見え見えではありませんか。自分の企業の利益に直結する規制緩和さえ進めば、それによつて被害が広がるうがどうなるうが構いなしといいう姿勢であります。到底容認できるものではありません。

なぜそんなことを言うのか。竹中氏は、人材派遣会社の取締役会長だからではないでしょうか。人材派遣ビジネスで利益を上げる上で邪魔な労働法制を、意のままに変えたいからであります。意図が見え見えではありませんか。自分の企業の利益に直結する規制緩和さえ進めば、それによつて被害が広がるうがどうなるうが構いなしといいう姿勢であります。到底容認できるものではありません。

なぜそんなことを言うのか。竹中氏は、人材派遣会社の取締役会長だからではないでしょうか。人材派遣ビジネスで利益を上げる上で邪魔な労働法制を、意のままに変えたいからであります。意図が見え見えではありませんか。自分の企業の利益に直結する規制緩和さえ進めば、それによつて被害が広がるうがどうなるうが構いなしといいう姿勢であります。到底容認できるものではありません。

なぜそんなことを言うのか。竹中氏は、人材派遣会社の取締役会長だからではないでしょうか。人材派遣ビジネスで利益を上げる上で邪魔な労働法制を、意のままに変えたいからであります。意図が見え見えではありませんか。自分の企業の利益に直結する規制緩和さえ進めば、それによつて被害が広がるうがどうなるうが構いなしといいう姿勢であります。到底容認できるものではありません。

なぜそんなことを言うのか。竹中氏は、人材派遣会社の取締役会長だからではないでしょうか。人材派遣ビジネスで利益を上げる上で邪魔な労働法制を、意のままに変えたいからであります。意図が見え見えではありませんか。自分の企業の利益に直結する規制緩和さえ進めば、それによつて被害が広がるうがどうなるうが構いなしといいう姿勢であります。到底容認できるものではありません。

なぜそんなことを言うのか。竹中氏は、人材派遣会社の取締役会長だからではないでしょうか。人材派遣ビジネスで利益を上げる上で邪魔な労働法制を、意のままに変えたいからであります。意図が見え見えいませんか。

第一は、規制緩和の内容を誰が提案するのかと
いうことであります。

既に、規制緩和について、事前の提案募集に二
百四十二団体から百九十七件の応募があつたと言
われますが、そのほとんどは企業側からの提案で
はありますか。それに基づいて、都市再生・ま
ちづくり、雇用、医療など、六分野の規制緩和を
進めようとしているのであります。

重大なのは、内容の一部が非公開とされ、国民
に隠されていることであります。なぜ隠すので
しょうか。提案した企業だけがばらもうけを上げ
るという事實を知られたくないから、隠すのでは
ありませんか。全ての情報を国民に公開すべきで
はありませんか。

第三は、悪影響を受ける人々の問題であります。
戦略特区で実行されるプロジェクトや規制緩和
によつて、環境破壊、労働条件の悪化、医療被
害、他事業者の経営悪化など、影響を受ける可能
性のある住民の意見はどう扱われるのでしょうか。
意見を反映する道筋はあるのでしょうか。法
案のどこを読んでも見当たらないのではないか。
これでは、悪影響を受ける国民の声を無視
し、被害を放置することになりますか。

最後に、この法律では、総理の言う失われた二
十年間は、克服できるどころか、一層深刻な格差
と、経済の低迷をもたらすことになりはしないか
という点であります。

これまでの規制緩和によつて、九〇年代から二
千四十三万人にふえ、正規労働者の平均年収は、
四百四十六万円から三百七十七万円へと減少しま
した。また、長時間過密労働と過労死という深刻
の民間議員は、経済社会の構造改革の推進による
産業の国際競争力の強化または国際的な経済活動
の拠点の形成に関しすぐれた識見を有する者のう
ちから、私が任命することにしております。

な社会問題を引き起こしたのであります。

その一方で、大企業が、多国籍企業化して世界
で利益を上げながら、内部留保額を史上空前の二
百七十兆円に積み上げ、国内経済を空洞化させて
いるのであります。

この法案によつて規制緩和が進めば、格差と貧
困を一層加速することになるのではありません
か。明確な答弁を求めて、質問を終わります。
(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 佐々木憲昭議員に
お答えをいたします。

雇用分野の規制改革についてお尋ねがありま
した。

本法案における雇用分野の規制改革は、新規開
業直後の企業及びグローバル企業等が、優秀な人
材を確保し、従業員が意欲と能力を發揮できる環
境を整備するために行うものです。

これにより、企業にとっては、成長の起爆剤と
なる、世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出
するとともに、若者、女性を含め、頑張る人たち
の雇用の拡大を目指して取り組んでまいります。

検討の過程での各委員の御発言の意図につい
て、臆測でコメントすることは適切でないと考
えておりました。

本法案においては、国家戦略特別区域諮問会議
の民間議員は、経済社会の構造改革の推進による
産業の国際競争力の強化または国際的な経済活動
の拠点の形成に関しすぐれた識見を有する者のう
ちから、私が任命することにしております。

仮に、議員が直接の利害関係を有すると考えら
れる議題が上がる場合には、当該議員が審議に参
加しないようにできる仕組みとしたいと思いま
す。

このように、会議の運営については、中立性、
公平性を担保するため、万全の対策を講じてまい
ります。

国家戦略特区諮問会議の関係閣僚の位置づけに
ついてお尋ねがありました。

議案が上がる場合には、当該規制の所管大臣を臨
時に議員として参加させることができることとし
ております。

また、区域計画の認定に当たっては、関係大臣
の同意を得なければならないとしております。
いずれにせよ、政府としては、関係大臣の意見
を十分に尊重しながら、政府一体となつて国家戦
略特区を強力に進めてまいりたいと考えておりま
す。

国家戦略特区諮問会議の役割についてお尋ねが
ありました。

国家戦略特区諮問会議の役割は、例えば、具
体的な事業を記載している区域計画の認定につ
いて、意見述べることです。最終的に区域計画は
内閣総理大臣の認定により定められます。その
際に関係大臣の同意を得ることを必要としていま
す。

以上のことから、御指摘のようなことは当たら
ないと考えます。

規制改革の提案主体についてお尋ねがありま
す。

国家戦略特区に関する提案募集に応募のあつた
二百四十二の団体のうち、地方公共団体が六十一
団体を占めるなど、企業以外からも多数の提案を
いたしております。

提案の公開についてお尋ねがありました。
企業からの提案につきましては、営業上の秘密
等を理由に非公開の希望がない限り、公開してお
ります。

政府としては、最大限の情報公開に努めていま
す。

住民の意見の反映や悪影響の可能性についてお
尋ねがありました。

国家戦略特区会議には、必ず関係地方公共団体
の長が構成員となり、具体的な事業を記載した区域
計画の作成に当たっては、関係地方公共団体の長
の同意を必要としています。したがつて、関係地
方公共団体の長が、住民の声を十分に勘案して判
斷されるものと考えます。

また、区域計画については、認定までの段階に
おいて、関係大臣の同意を必要としており、悪影
響がないように事業を実施してまいります。

大企業と労働者の格差についてのお尋ねがあり
ました。

私は、企業と労働者を、対立するものと位置づ
けておりません。これまでの賃金や投資の低迷
は、長引くデフレによるところが大きいと考えて
います。

私の成長戦略の目指すところは、企業の競争力
強化や投資の拡大を図り、それによる企業収益の
増加を、頑張る人たちの雇用の拡大や収入増加に
つなげることであります。この法案は、まさに、
この好循環をつくり出す起爆剤になるものです。

		農林水産委員			
辞任		補欠		島中 光成君	井出 康生君
徳田 毅君	高木 宏壽君	松本 洋平君			
山本 拓君	武藤 貴也君	鈴木 鑑祐君			
今村 雅弘君	橋 慶一郎君	後藤 祐一君	近藤 洋介君		
橘 慶一郎君	山本 拓君	（議案受領）			
議院運営委員					
辞任		補欠			
山内 康一君	杉本かずみ君	（議案付託）			
小宮山泰子君	鈴木 克昌君				
杉本かずみ君	山内 康一君				
鈴木 克昌君	小宮山泰子君				
(特別委員辞任及び補欠選任)					
一、昨七日、議長において、次のとおり特別委員		民法の一部を改正する法律案			
の辞任を許可し、その補欠を指名した。		原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案			
災害対策特別委員		（議案付託）			
一、昨七日、議長において、次のとおり特別委員		一、昨七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。			
障害者に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第7号)		一、昨七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。			
障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第八号)		一、昨七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。			
外交政策基本法案(内閣提出第一七号)		一、昨七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。			
行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(枝野幸男君外二名提出)		一、昨七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。			
特定秘密の保護に関する法律案(内閣提出第九号)		一、昨七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。			
国家安全保障に関する特別委員		一、昨七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。			
辞任		以上二件	（議案送付）		
鈴木 鑑祐君	武藤 貴也君	する特別委員会	付託		
松本 洋平君	高木 宏壽君				
国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案		右			
第一條 この法律は、配偶者同行休業の制度を設けることにより、有為な国家公務員の継続的な勤務を促進し、もつて公務の円滑な運営に資することを目的とする。		平成二十五年十月二十五日			
(定義)		内閣総理大臣 安倍 晋三			
第二条 この法律において「職員」とは、第十一条を除き、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第二条に規定する一般職に属する国家公務員をいう。					

<p>官報 (号外)</p> <p>2 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。</p> <p>3 この法律において「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。</p>	
<p>4 この法律において「配偶者同行休業」とは、職員(常時勤務することを要しない職員、臨時の任用された職員その他的人事院規則で定める職員を除く。次条第一項において同じ。)が、外国での勤務その他の人事院規則で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活をするための休業をいう。</p> <p>(配偶者同行休業の承認)</p>	
<p>第五条 配偶者同行休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。</p> <p>(配偶者同行休業の効果)</p>	
<p>第六条 配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該職員の配偶者でなくなった場合には、その効力を失う。</p>	
<p>第七条 任命権者は、第二条第一項又は第四条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間(以下この項及び第三項において「請求期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によつて当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるとき。</p>	
<p>第八条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部</p>	
<p>同行休業の期間の延長を請求することができない。</p> <p>(配偶者同行休業の期間の延長)</p>	
<p>第一条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が三年を超える範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにしてしなければならない。</p>	
<p>第二条 配偶者同行休業をしていない職員は、当該請求期間を任用の期間(以下この項及び第三項において「任用」という。)について准用する。</p>	
<p>第三条 任命権者は、第二条第一項又は第四条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間(以下この項及び第三項において「請求期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によつて当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるとき。</p>	
<p>第四条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が三年を超える範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにしてしなければならない。</p>	
<p>第五条 配偶者同行休業をしていない職員は、当該請求期間を任用の期間(以下この項及び第三項において「任用」という。)について准用する。</p>	
<p>第六条 配偶者同行休業をしていない職員は、当該請求期間を任用の期間(以下この項及び第三項において「任用」という。)について准用する。</p>	
<p>第七条 任命権者は、第二条第一項又は第四条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間(以下この項及び第三項において「請求期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によつて当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるとき。</p>	
<p>第八条 配偶者同行休業をしていない職員は、当該請求期間を任用の期間(以下この項及び第三項において「任用」という。)について准用する。</p>	
<p>第九条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該當するものとする。</p>	
<p>(配偶者同行休業をした職員についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数」とあるのは、「その月数」とする。</p>	
<p>(人事院規則への委任)</p>	
<p>第十一条 この法律(前条及び第二条第一項並びに第七条第六項を除く。)の規定は、国家公務員法第二条第二項第十六号に掲げる防衛省の職員について准用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、</p>	

官報(号外)

<p>法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十一条 第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者以下「任命権者」という。」と、前条中「前条及び次条」とあるのは「前条」と読み替えるものとする。</p>					
<p>(施行期日) 附 則</p>					
<p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (裁判所職員臨時措置法の一部改正)</p>					
<p>第二条 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。 本則中第九号を第十号とし、第八号の次に次の号を加える。 九 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律 (平成二十五年法律第 号)</p>					
<table border="1"> <tr> <td>第三条第三項第六号</td> <td>国家公務員の配偶者同行休業に関する法律</td> </tr> <tr> <td>行休業に関する法律</td> <td>裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員の配偶者同行休業に関する法律</td> </tr> </table> <p>第十一條の表第三条第三項第五号の項の次に次のように加える。</p>		第三条第三項第六号	国家公務員の配偶者同行休業に関する法律	行休業に関する法律	裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員の配偶者同行休業に関する法律
第三条第三項第六号	国家公務員の配偶者同行休業に関する法律				
行休業に関する法律	裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員の配偶者同行休業に関する法律				
<p>理由</p> <p>人事院の国会及び内閣に対する平成二十五年八月八日付けの意見の申出に鑑み、外国で勤務等する配偶者と生活を共にすることを希望する有為な国家公務員の継続的な勤務を促進するため、一般職の国家公務員について配偶者同行休業の制度を設けるとともに、防衛省の職員について同様の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>					
<p>(独立行政法人通則法の一部改正)</p> <p>第三条 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)の一部を次のように改正する。 第五十九条第一項に次の一号を加える。</p> <p>十 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第 号)第五条第一項及び第八条の規定</p>					
<p>(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)</p> <p>第四条 国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)の一部を次のようにより改正する。 第三条第三項に次の一号を加える。 六 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第 号)第三条第一項の規定による配偶者同行休業をした期間のように加える。</p>					
<p>第十一条の表第三条第三項第五号の項の次に次のように加える。</p>					
<p>第三条第三項第六号</p>					
<p>第三条第一項</p>					
<p>第十一條において準用する同法第三条第一項</p>					
<p>二 議案の可決理由</p> <p>平成二十五年八月八日付けの人事院の意見の申出に鑑み、外国で勤務等する配偶者と生活を共にすることを希望する有為な国家公務員の継続的な勤務を促進するため、一般職の国家公務員について配偶者同行休業の制度を設けるとともに、防衛省の職員について同様の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p>					
<p>議案の目的及び要旨</p> <p>本案は、平成二十五年八月八日付けの人事院の意見の申出に鑑み、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な国家公務員について、配偶者同行休業制度を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。</p> <p>1 職員が、外国での勤務その他の人事院規則で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業として、配偶者同行休業を設けること。 2 任命権者は、職員が配偶者同行休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした職員の勤務成績等を考慮した上で、配偶者同行休業をすることを承認することができるること。 3 配偶者同行休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事せず、その期間について給与を支給されないことを。 4 防衛省の職員について準用規定を定めること。</p> <p>5 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。</p>					
<p>三 同じく、同上。</p> <p>四 第二十六条の四第一項中「自己啓発等休業」の下に「配偶者同行休業」を加える。 五 第二十六条の五第一項中「以下この条」の下に「及び次条(第八項及び第九項を除く。)」を加える。</p> <p>六 第二十六条の五第一項中「以下この条」の下に「及び次条(第八項及び第九項を除く。)」を加える。</p> <p>七 第二章第四節の二中第二十六条の五の次に次の一条を加える。 (配偶者同行休業)</p> <p>第二十六条の六 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、三年を超えない範囲内にお</p>					
<p>一 議案の目的及び要旨</p> <p>本案は、平成二十五年八月八日付けの人事院の意見の申出に鑑み、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な国家公務員について、配偶者同行休業制度を設けようとするものと議決した。</p> <p>右報告する。</p> <p>平成二十五年十一月七日</p> <p>衆議院議長 伊吹 文明殿</p> <p>總務委員長 高木 陽介</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律案</p> <p>内閣総理大臣 安倍 晋三</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律案</p> <p>内閣総理大臣 安倍 晋三</p> <p>国会に提出する。</p> <p>平成二十五年十月二十五日</p> <p>二 議案の可決理由</p> <p>平成二十五年八月八日付けの人事院の意見の申出に鑑み、外国で勤務等する配偶者と生活を共にすることを希望する有為な国家公務員の継続的な勤務を促進するため、一般職の国家公務員について配偶者同行休業の制度を設けるとともに、防衛省の職員について同様の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p> <p>三 同じく、同上。</p> <p>四 第二十六条の四第一項中「自己啓発等休業」の下に「配偶者同行休業」を加える。 五 第二十六条の五第一項中「以下この条」の下に「及び次条(第八項及び第九項を除く。)」を加える。</p> <p>六 第二十六条の五第一項中「以下この条」の下に「及び次条(第八項及び第九項を除く。)」を加える。</p> <p>七 第二章第四節の二中第二十六条の五の次に次の一条を加える。 (配偶者同行休業)</p> <p>第二十六条の六 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、三年を超えない範囲内にお</p>					

施行する。

いて条例で定める期間、配偶者同行休業(職員が、外国での勤務その他の条例で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第五項及び第六項において同じ。)と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。以下この条において同じ。)をすることを承認することができ

る。

2 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が前項の条例で定める期間を超えない範囲内において、条例で定めるところにより、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

3 配偶者同行休業の期間の延長は、条例で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

4 第一項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

5 配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該職員の配偶者でなくなった場合には、その効力を失う。

6 任命権者は、配偶者同行休業をしている職員が当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなつたことその他条例で定める事由に該当すると認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。

7 任命権者は、第一項又は第二項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間(以下この項及び次項において「申請期間」と

いう。)について職員の配置換えその他の方法によつて当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、条例で定めるところにより、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができることとする。この場合において、第二号に掲げる任用は、申請期間について一年を超えて行うことができない。

一 申請期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用

二 申請期間を任期の限度として行う臨時の任用

三 任命権者は、条例で定めるところにより、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合には、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 第二十九条第一項中「第二十六条の五第三項」の下に「(同法第二十六條の六第十一項において準用する場合を含む。)」を加える。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第三条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 地方公務員法第二十六条の六第七項の規定により任期を定めて採用される者及び臨時的に任用される者

(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第四条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

一 議案の目的及び主旨

本案は、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、地方公務員について配偶者同行休業の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二 地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

第三項の表第二十六条の五第一項、第五項及び第六項並びに第二十七条第二項の項中「第六項」の下に「(第二十六条の六第十一項において準用する場合を含む。)」、第二十六条の六第一項から第三項まで、第六項、第七項各号列記以外の部分及び第八項」を加える。

第六項並びに第二十七条第二項の項中「第六項」の下に「(第二十六条の六第十一項において準用する場合を含む。)」、第二十六条の六第一項から第三項まで、第六項、第七項各号列記以外の部分及び第八項」を加える。

11 前条第二項、第三項及び第六項の規定は、配偶者同行休業について準用する。

第十五条の二第一項中「勤務条件」の下に「休業」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項第一号中「第二十六条の五第三項」の下に「(同法第二十六條の六第十一項において準用する場合を含む。)」を加え、同一条

2 任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該申請をした職員の勤務成績等を考慮

	<p>した上で、配偶者同行休業をすることを承認することができること。</p> <p>3 配偶者同行休業をしている職員は、職を保有するが、職務に従事せず、その期間について給与を支給されないこと。</p> <p>4 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。</p>	
	<p>二 議案の可決理由</p> <p>外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、地方公務員について配偶者同行休業の制度を設ける本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。</p> <p>右報告する。</p>	
	<p>平成二十五年十一月七日</p> <p>総務委員長 高木 陽介 衆議院議長 伊吹 文明殿</p>	
	<p>特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律</p> <p>(特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一 部改正)</p> <p>第一条 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法</p>	
	<p>(平成二十一年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>題名中「特定地域」の下に「及び準特定地域」を加える。</p> <p>目次を次のように改める。</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条) 第二章 特定地域及び準特定地域の指定(第三条・第三条の二) 第三章 基本方針等(第四条—第七条) 第四章 協議会(第八条) 第五章 特定地域計画等</p>	
	<p>第一節 特定地域計画(第八条の二—第八条の九) 第二節 合意事業者に対する措置(第八条の十) 第三節 動車運送事業者に対する措置(第八条の十一) 第四節 営業方法の制限に関する命令(第八条の十二)</p>	
	<p>第六章 準特定地域計画等(第九条—第十四条) 第七章 特定地域及び準特定地域における許可等の特例</p>	
	<p>特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の譲渡又は譲受け、一般乗用旅客自動車運送事業者たる法人の合併又は分割その他経営の合理化に資する措置として国土交通省令で定めるものをいう。</p> <p>第二条第五項の次に次の一項を加える。</p> <p>第二十一条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「前二条」に、「同項の刑」を「各本条の罰金刑」に改め、同項を同条とし、第六章中同条の前に次の二条を加える。</p> <p>第二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第十六条の二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>二 第十七条の三第一項の規定による輸送施設の使用的停止又は一般乗用旅客自動車運送事業の停止の処分に違反した者</p> <p>三 第十八条の三第一項の規定による届出を拒む者</p> <p>四 第十九条の二第一項の認可を受けていない特定地域計画に定められた事項(同条第二項に掲げる事項に限る。)を実施した者</p> <p>五 第二十条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第八条の二第一項の認可を受けていない特定地域計画に定められた事項(同条第二項に掲げる事項に限る。)を実施した者</p> <p>二 第八条の九第一項から第三項まで若しくは第五項、第八条の十一第一項若しくは第十八条の二又は第十七条の三第二項において準用する道路運送法第四十一条第一項の規定による命令に違反した者</p> <p>三 第十六条の四第一項の規定による届出をしないで、又は同項の規定により届け出た運賃によらないで、運賃を收受した者</p>	
平成二十五年十一月八日 衆議院会議録第九号 報告書	<p>8 この法律において「活性化措置」とは、活性化事業その他の一般乗用旅客自動車運送事業の活性化を推進するために行う事業及び一般</p>	

官報(号外)

四 第十六条の四第三項の規定による命令に違反して、運賃を收受した者
五 第十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第十七条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

七 第十七条の三第二項において準用する道路運送法第四十一条第三項の規定に違反した者

八 第十七条の三第二項において準用する道路運送法第四十一条第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者の間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがない者

九 第五章の章名を次のように改める。

第十章 特定地域及び準特定地域における運賃の特例

第十六条を次のように改める。

(運賃の範囲の指定)

第十六条 国土交通大臣は、第三条第一項又は第三条の二第一項の規定により特定地域又は準特定地域を指定した場合には、当該特定地域又は準特定地域において協議会が組織されているときは、国土交通省令で定めるところにより、当該協議会の意見を聽いて、当該特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃、国土交通省令で定めるところにより、一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し、当該特定地域を指定し、当該運賃の範囲を、その適用の日の国土交通省令で定める日数前までに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定により指定する運賃の範囲は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 能率的な経営を行う標準的な一般乗用旅客自動車運送事業者が行う一般乗用旅客自動車運送事業に係る適正な原価に適正な利潤を加えた運賃を標準とすること。
二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
三 道路運送法第九条第六項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者の間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないこと。
3 特定地域の指定の解除後若しくは指定期間の満了後引き続き当該地域が準特定地域として指定された際又は準特定地域の指定の解除後若しくは指定期間の満了後引き続き当該地域が特定地域として指定された際、現に当該地域において適用されている第一項の運賃の範囲については、同項の規定により指定され、当該指定の日に適用があるものとして公示されたものとみなす。
第十六条の次に次の三条及び章名を加える。
(報告の徴収)

4 第十六条の二 國土交通大臣は、前条第一項の規定による運賃の範囲の指定を適正かつ円滑に行なうため必要があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し、当該特定地域の運賃を指定し、当該運賃の範囲を、その適用の日の国土交通省令で定める日数前までに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 特定地域又は準特定地域について第十六条第一項の運賃の範囲が適用された際にある当該特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る運賃は、当該運賃が当該運賃の範囲内にある場合には、第一項の規定により届け出られた運賃とみなす。

6 特定地域若しくは準特定地域の指定が解除された際又は特定地域若しくは準特定地域の指定期間が満了した際に当該特定地域又は準特定地域において行われている一般乗用旅客自動車運送事業について第一項の規定により届け出られた運賃は、当該運賃が当該特定地域又は準特定地域について第十六条第一項の規定により指定された運賃の範囲内にある場合には、道路運送法第九条の三第一項の認可の認められたものとみなす。

7 特定地域若しくは準特定地域の指定が解除された際又は特定地域若しくは準特定地域の指定期間が満了した際に当該特定地域又は準特定地域において行われている一般乗用旅客自動車運送事業について第一項の規定により届け出られた運賃が、当該特定地域又は準特定地域について第十六条第一項の規定により指定された運賃の範囲内にない場合には、当該一般乗用旅客自動車運送事業について第一項の規定により届け出られた運賃が、当該特定地域又は準特定地域について第十六条第一項の規定により指定された運賃の範囲内にない場合には、当該一般乗用旅客自動車運送事業を行っている一般乗用旅客自動車運送事業者は、当該特定地域若しくは準特定地域の指定が解除され、又は当該特定地域若しくは準特定地域の指定期間が満了した時から六月以内に、旅客の運賃を定め、道路運送法第九条の三第一項の認可を受けなければならない。

8 前項に規定する場合において、当該一般乗用旅客自動車運送事業者が同項の認可の申請をしたときは、当該特定地域若しくは準特定地域の指定が解除され、又は当該特定地域若しくは準特定地域の指定期間が満了した時からその認可があつた旨又は認可しない旨の通

知を受ける日までは、前項に規定する第一項

の規定により届け出られた運賃は、道路運送法第九条の三第一項の認可を受けたものとみなす。

前三項の規定は、特定地域の指定の解除後若しくは指定期間の満了後引き続き当該地域が準特定地域として指定され、又は準特定地域の指定の解除後若しくは指定期間の満了後引き続き当該地域が特定地域として指定された場合は、適用しない。

第九章 雜則

第五章を第八章とする。

第十七条の見出しを「(報告の)徴収及び立入検査」に改め、同条中「認定事業者」を「国土交通省令で定めるところにより、一般乗用旅客自動車運送事業者等に、「認定特定事業計画に係る特定事業の実施状況について報告を求める」を特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に関する報告をさせる」に改め、同条に次の三項を加える。

2 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般乗用旅客自動車運送事業者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査せしめ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十七条の次に次の二条を加える。

(輸送の安全を確保するための措置等)

第十七条の二 国土交通大臣は、特定地域又は準特定地域において一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化が目書きとしていること

三 第八条の五第三項の規定による認可特定
地域計画の変更命令又は同項若しくは同条
第四項の規定による認可の取消し

四	第八条の十第一項の規定による勧告
五	第八条の十一第一項の規定による命令
六	第十六条第一項の規定による運賃の範囲

の指定

第七条 第十七条の二第一項の規定による一船主の用旅客自動車運送事業の停止の命令又は許

(利害関係人等の意見の聴取) 可の取消し

第十八条の三 地方運輸局長は、その権限に属

する前条第二号、第三号及び第六号に掲げる事項について、必要があると認めるときは、

利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を

2 聽取することができる。

規定する事項について利害関係人の申請が

あつたとき 又は国土交通大臣の権限に属する同項に規定する事項若しくは一般乗用旅客

自動車運送事業の停止の命令若しくは許可の

取消しについて国土交通大臣の指示があつたときは、利害関係人又は参考人の出頭を求め

て意見を聴取しなければならない。

前二項の意見の取扱いに附しては、和解開示

第一項及び第二項の意見の徳取に關し必要
ければならない。

な事項は、国土交通省令で定める。

(聴聞の特例)

十七及び活性化に関する特別措置法等の一部を

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業 報告書

平成二十五年十一月八日 衆議院會議錄第九号

第一節 特定地域における許可等の特例

(許可の禁止)

第十四条の二 国土交通大臣は、許可の申請があつた場合において、当該申請に係る営業区域が特定地域の全部又は一部を含むものであるときは、当該許可をしてはならない。

(供給輸送力を増加させる事業計画の変更の禁止)

第十四条の三 一般乗用旅客自動車運送事業者は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力を増加させるものとして国土交通省令で定める事業計画の変更をすることができない。

第二節 準特定地域における許可等の特例

(許可の特例)

第十四条の四 国土交通大臣は、許可の申請があつた場合において、当該申請に係る営業区域が準特定地域の全部又は一部を含むものであるときは、道路運送法第六条各号に掲げる送事業者が供給過剰とならないものとして国土交通省令で定める事業計画の変更をすることができない。

2 國土交通大臣は、前項の申請に対し許可をしようとする場合において、当該準特定地域において協議会が組織されているときは、国土交通省令で定めるところにより、当該協議

会の意見を聽かなければならない。

第四章第二節中第十五条の次に次の一条を加える。

第二章の章名を次のように改める。

第三章 協議会

第八条の見出しを削り、同条第一項中「特定地域」の下に「及び準特定地域」を加え、「地方運輸局長」を削り、「地域計画」の作成、当該地域計画」を「特定地域計画」の作成及び当該特定地域計画の実施に係る連絡調整並びに第九条第一項に規定する準特定地域計画の作成及び当該準特定地域計画」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 協議会は、第一項に規定する者が任意に加入し、又は脱退することができ、かつ、前項の規定に基づき構成員として加えた者が任意に脱退することができるものでなければならぬ。

第三章を第四章とする。

第八条の次に次の二章及び章名を加える。

第五章 特定地域計画等

第一節 特定地域計画

(特定地域計画の認可)

第八条の二 特定地域において組織された協議会は、当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、次に掲げる事項を定めることができる。

一 当該申請を行つた一般乗用旅客自動車運送事業者に当該認可を行うことにより当該準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰とならないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものである。

二 当該申請を行つた一般乗用旅客自動車運送事業者に係る事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の遵守の状況、事業用自動車の運行による事故の発生の状況その他の状況が国土交通大臣が定める基準に適合しないと認めるときは、許可をしてはならない。

2 第十四条の四第二項の規定は、前項の規定により道路運送法第十五条第一項の認可をしようとする場合について準用する。

第四章を第七章とする。

二 特定地域計画の目標

三 当該特定地域において削減すべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力

四 当該特定地域において行うべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減の方法

五 当該特定地域内に営業所を有する各一般乗用旅客自動車運送事業者が削減すべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力

六 当該特定地域内に営業所を有する各一般乗用旅客自動車運送事業者が行うべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減の方法

七 前各号に掲げるもののほか、当該特定地域における供給輸送力の削減に関し必要な事項

3 特定地域計画には、当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の活性化を推進するため、次に掲げる事項を定めることができる。

一 前項第一号の目標を達成するために行う活性化措置及びその実施主体に関する事項

二 前項各号及び前号に掲げるもののほか、特定地域計画の実施に関し当該協議会が必要と認める事項

4 第一項の認可の申請には、次項第二号の基準に適合することを証する書面その他国土交

通省令で定める書類を添付しなければならない。

5 國土交通大臣は、第一項の認可をしようとするときは、次の基準によって、これをしなければならない。

一 特定地域計画に定める事項が基本方針に照らし適切なものであること。

二 特定地域計画に定める事項が都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものであること。

三 協議会が特定地域計画を作成した際に当該協議会の構成員として当該特定地域計画の作成に合意をした一般乗用旅客自動車運送事業者が当該特定地域計画に係る特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の台数の合計が当該特定地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数の三分の二以上であること。

四 特定地域計画に定める事項が当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業の供給過剰の状況を是正するための必要かつ最小限度の範囲を超えないものであること。

五 特定地域計画に定める事項が特定の一般乗用旅客自動車運送事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六 特定地域計画に定める事項が旅客の利益を不正に害するものでないこと。

6 國土交通大臣は、第一項の認可をしたときは、当該認可に係る特定地域計画(以下「認可特定地域計画」という。)の内容その他國土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

第八条の三 協議会が認可特定地域計画を作成した際に当該協議会の構成員として当該認可特定地域計画の作成に合意をした一般乗用旅客自動車運送事業者(以下「合意事業者」とい

う。)は、当該認可特定地域計画に従い、一般

乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を行わなければならない。

三 協議会が認可特定地域計画を作成した際に当該協議会の構成員として当該認可特定地域計画の作成に合意をした者であつて、当該認可特定地域計画に定められた活性化措置の実施主体とされたものは、当該認可特定地域計画に従い、活性化措置を実施しなければならない。

2 当該協議会の構成員として当該認可特定地域計画の作成に合意をした者は、当該認可特定地域計画に定められた活性化措置の実施主体とされたものは、当該認可特定地域計画に従い、活性化措置を実施しなければならない。

三 協議会が特定地域計画を作成した際に当該協議会の構成員として当該特定地域計画の作成に合意をした一般乗用旅客自動車運送事業者が当該特定地域計画に係る特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の台

数の合計が当該特定地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数の三分の二以上であること。

四 特定地域計画に定める事項が当該特定地

域の一般乗用旅客自動車運送事業の供給過

剰の状況を是正するための必要かつ最小限

度の範囲を超えないものであること。

五 特定地域計画に定める事項が特定の一般

乗用旅客自動車運送事業者に対し不当な差

別的取扱いをするものでないこと。

六 特定地域計画に定める事項が旅客の利益

を不正に害するものでないこと。

6 國土交通大臣は、第一項の認可をしたとき

は、当該認可に係る特定地域計画(以下「認可

特定地域計画」という。)の内容その他國土交

通省令で定める事項を公表しなければならな

い。

第八条の三 協議会が認可特定地域計画を作成した際に当該協議会の構成員として当該認可特定地域計画の作成に合意をした一般乗用旅客自動車運送事業者(以下「合意事業者」とい

すこととなるとき。

う。)は、当該認可特定地域計画に従い、一般

乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を行わなければならない。

三 第八条の六第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき(同条第三項の請求に応じ、國土交通大臣が次条第三項の規定による処分をした場合を除く。)

2 第八条の六第三項の規定による請求が認められたときは、当該認可特定地域計画に定める事項の一部について行

われたときは、当該認可特定地域計画に定める事項のうち当該請求に係る部分以外の部分

に関しては、前項ただし書(第三号に係る部

分に限る。)の規定にかかわらず、同項本文の規定による処分をすべきことを請求するこ

とができる。

2 公正取引委員会は、前項の規定による請求

をしたときは、その旨を官報に公示しなけれ

ばならない。

に係る認可特定地域計画を公正取引委員会に通知しなければならない。

2 國土交通大臣は、前条第三項又は第四項の規定による処分をしたときは、遲滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、認可特定地域計画の内容が第八条の二第五項第四号から第六号までのいずれかに適合しないものとなつたと認めるとときは、國土交通大臣に対し、前条第三項の規定による処分をすべきことを請求するこ

とができる。

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案及び同

けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事業者計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 各合意事業者が削減する一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力

二 各合意事業者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減の方法

三 前二号に掲げるもののほか、各合意事業者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減に関する必要な事項として国土交通省令で定める事項

四 認可特定地域計画において活性化措置（活性化事業以外の一般乗用旅客自動車運送事業の活性化を推進するために行う事業を除く。以下同じ。）の実施主体とされた合意事業者にあっては、次に掲げる事項

（道路運送法の特例）

四 事業者計画に前項第四号に掲げる事項が定められている場合にあっては、当該事項が活性化措置を確実に遂行するため適切なものであること。

十五条第一項又は第三十六条第一項若しくは第二項の認可を要するものである場合にあつては、その内容が同法第十五条第二項又は第三十六条第三項において準用する同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。

と。

七 第一項の認可を受けないときは、当該合意事業者に対し、事業者計画（営業方法の制限のみによる一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を定めたものに限る。）の認可を受けることを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、認可合意事業者が正当な理由がなく認可事業者計画に従つて事業用自動車の台数の削減による一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を行つていないと認めるときは、当該認可合意事業者に対し、当該認可事業者計画の変更（営業方法の制限のみによる一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を定めた計画への変更に限る。第五項において同じ。）を命ずることができる。

第八条の八 前条第一項の認可を受けた合意事業者（以下「認可合意事業者」という。）が当該認可に係る事業者計画（以下「認可事業者計画」という。）に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画（道路運送法第五条第一項第三号の事業計画をいう。以下同じ。）の変更をする場合には、当該認可合意事業者が当該認可を受けたことをもつて、同法第十五条第一項の認可を受け、又は同条第三項若しくは第四項の規定による届出をしたものとみなす。

3 国土交通大臣は、認可合意事業者が正当な理由がなく認可事業者計画に従つて営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を行つないと認めるときは、当該認可事業者計画に従つて営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を行つることを命ずることができる。

4 国土交通大臣は、認可合意事業者が正当な理由がなく認可事業者計画に従つて活性化事業を実施していないと認めるときは、当該認可合意事業者に対し、当該認可事業者計画に従つて活性化事業を実施することを勧告することができる。

5 国土交通大臣は、認可事業者計画の内容が第八条の七第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認可合意事

業者に対し、当該認可事業者計画の変更を命ずることができる。

第三節 合意事業者以外の一般乗用旅客自動車運送事業者に対する措置

一 の特定地域に係る全ての合意事業者が第八条の七第一項の認可を受けた場合において、当該特定地域に係る認可協議会から申出があつたときは、国土交通大臣は、当該特定地域において、合意事業者以外の当該特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者の事業活動により、当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進が阻害されている事態が存しつつ、このような事態を放置しては当該一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することに支障が生ずるところにより、当該一般乗用旅客自動車運送事業者に対し、当該特定地域に係る認可特定地域計画の内容を参照して、営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を行うよう勧告することができる。

2 前項の申出には、同項の事態が存することを明らかにする書面その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の申出があつたときは、遅滞なく、同項の勧告をするかどうかを決定し、その申出をした認可協議会にその結果を通知しなければならない。

- 3 國土交通大臣は、第 一 項の認可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。
 - 一 事業者計画に定める事項が認可特定地域計画に照らし適切なものであること。
 - 二 事業者計画に定める事項が一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減を確實に行つたため適切なものであること。
 - 三 事業者計画に定める事項が道路運送法第三十六条第一項又は第二項の認可を受けたものとみなす。

（認可事業者計画の変更命令等）

第八条の九 國土交通大臣は、合意事業者が正

第四節 営業方法の制限に関する命令

第八条の十一 一の特定地域に係る全ての合意事業者が第八条の七第一項の認可を受けた場合において、当該特定地域に係る認可協議会から申出があつたときは、国土交通大臣は、当該特定地域において、次の各号のいずれかに該当する事態が存し、かつ、このような事態を放置しては当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することに著しい支障が生ずると認めるときに限り、当該特定地域に係る認可特定地域計画の内容を参考して、国土交通省令をもつて、営業方法の制限による一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減について定め、当該特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者の全てに対し、これに従うべきことを命ずることができる。この場合において、国土交通大臣は、その事業活動がこの条に定める事態の生じたことについて関係がないと認める一般乗用旅客自動車運送事業者については、その者に限り、当該営業方法の制限に関する命令の全部又は一部の適用を受けないものとすることができる。

一 合意事業者以外の当該特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者の事業活動により、当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進が阻害されていること。

送事業の自主的な供給輸送力の削減をもつてしては、当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化を推進することができないこと。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の由出について準用する。

業を「活性化事業計画」に改め、同項各号中「特定事業計画」には、特定事業と相まって、地域計画を「活性化事業計画」には、活性化事業と相まって、準特定地域計画」に改め、「適正化及び」を削り、「減少」を「削減」に改め、同条第四項中「特定事業計画」を「活性化事業計画」に改め、同項第二号中「特定事業」を「活性化事業」に改め、「特定事業及び」を「活性化事業及び」に改め、同条第五項中「特定事業計画」を「活性化事業計画」に改める。

第四条第一項中「特定地域」の下に及び準定地域」を加え、同項第二項第四号を同項第六号とし、同項第三号中「特定事業」を「活性化事業」に、「地域計画」を「準特定地域計画」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「地域計画」を「準特定地域計画」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 第八条の二第一項に規定する特定地域計画の作成に関する基本的な事項

三 第八条の二第一項に規定する特定地域計

第十二条第一項中「特定事業計画」を「活性化事業計画」に、「特定地域」を「準特定地域」に改め、同条第二項及び第三項中「特定事業計画」を「活性化事業計画」に改める。

第十三条第一項を削り、同条第二項中「認定事業者が認定特定事業計画に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画(道路運送法第五条第一項第三号の事業計画をいう。第十五条第一項において同じ。)」を第十一一条第四項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)がその

第五条中「特定地域」の下に「又は準特定地域」を加える。
第六条及び第七条中「特定地域」の下に「及び準特定地域」を加える。
第二章を第三章とする。
第二条の次に次の章名を付する。
第二章 準特定地域及び特定地域の指定

削減について定め、当該特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者の全てに対し、これに従うべきことを命ずることができる。この場合において、国土交通大臣は、その事業活動がこの条に定める事態の生じたことについて関係がないと認める一般乗用旅客自動車運送事業者については、その者に限り、当該営業方法の制限に関する命令の全部又は一部の適用を受けないものとする」とができる。

第十一條の見出し中「特定事業計画」を活性化事業計画に改め、同条第一項中「地域計画」を「準特定地域計画」に、「特定事業」を「活性化事業」に、「特定事業」を「活性化事業」に、「特定事業」を「活性化事業」に、「特定事業計画」を「活性化事業計画」に改め、「適正化事業計画」を削り、同条第二項中「特定事業計画」を

第十四条第一項中「認定特定事業計画」に従つて「特定事業」を「認定活性化事業計画」に従つて「活性化事業」に、「認定特定事業計画」を「該特定事業計画」に改め、同条第三項中「認定特定事業計画」を「認定活性化事業計画」に改める。

第一章 特定地域及て満特定地域の指定
第三条第一項中「特定の地域」の下においては、
一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰であると
供給輸送力が輸送需要量に対し過剰であることをい
う。以下同じ。)であると認める場合で、
あつて、当該地域を加え、「の輸送需要に的確
に対応することにより、」を「における供給輸送
能力の削減をしなければ、一般乗用旅客自動車運
送事業の健全な経営を維持し、並びに」に、「確
保し」を「確保することにより」に、「発揮できる
ようにする」を「発揮すること」が困難である」と
改め、同項第一号を削り、同項第一号を同項第一号
一號とし、同項第三号を同項第二号とし、同項

第四号を同項第三号とし、同条第五項中「指定」の下に「及び第二項の規定による期限の延長」を

加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「指定」の下に「及び第二項の規定による期限の延長」を加え、同項を同条第五項とし、同条第

三項中「及び」を「第二項の規定による期限の延長及び」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同

条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え。」

2 國土交通大臣は、前項の規定により特定地域を指定した場合において、当該指定の期間が経過した後において更にその指定の必要があると認めるときは、期間を定めて、その指

定の期限を延長することができる。当該延長に係る期限が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

第二章中第三条の次に次の一条を加える。
(準特定地域の指定)

第三条の二 國土交通大臣は、特定の地域において、一般乗用旅客自動車運送事業が供給过剩となるおそれがあると認める場合であつて、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の前条各号に掲げる状況に照らして、当該地域の輸送需要に的確に対応しなければ、一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することができなくなるおそれがあるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心として一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進することが必要であると認めるときは、当

該特定の地域を、期間を定めて準特定地域として指定することができる。

第一条の次に次の二章を加える。

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

(タクシー業務適正化特別措置法の一部改正)

第二条 第二条タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

第一条 第二章 総則(第一条・第二条)を「第一章の二 指定地域及び特定指定地域の指定」に改め、「第一章の二 指定地域において輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験を行うとともに」を加え、「タクシー業務適正化事業」を「タクシー業務適正化事業」に改める。

第二条 第二条の二・第二条の三)に改め、「第一項の規定に違反する運送の引受けの拒絶その他の輸送の安全及び利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある行為の状況に照らして、タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域を、指定地域として指定することができる。

2 國土交通大臣は、指定地域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるとときは、当該指定地域について同項の規定による指定を解除するものとする。

3 第二条第五項中「タクシーによる運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、かつ、道路運送法第二十七條第一項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるとときは、当該指定地域について同項の規定による指定を解除するものとする。

4 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成二十一年法律第六十四号)第八条第一項に規定する協議会は、國土交通大臣に対し、当該協議会が組織されるる地域で政令で定めるもの」を「次条第一項の規定により指定された地域」に改め、同条第六項同条第六項に規定する準特定地域について第一項の規定による指定を行うよう要請する」とができる。

5 都道府県知事は、國土交通大臣に対し、当該都道府県について第一項の規定による指定

られた地域」に改める。

第一章の次に次の二章を加える。

2 第二章の二 指定地域及び特定指定地域の指定

(指定地域の指定)

第二条の二 國土交通大臣は、タクシーによる運送の引受けが専ら営業所以外の場所において行われており、かつ、道路運送法第二十七条第一項の規定に違反する適切な勤務時間又は乗務時間によらない勤務又は乗務、同法第十三条规定に違反する運送の引受けの拒絶その他の輸送の安全及び利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある行為の状況に照らして、タクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域を、指定地域として指定することができる。

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

第三条 第二項から第六項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

6 市町村長は、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、國土交通大臣に対し、当該市町村について第一項の規定による指定を行いうよう要請することができる。

(特定指定地域の指定)

第二条の三 國土交通大臣は、指定地域のうち、特に利用者の利便を確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域を、特定指定地域として指定することができる。

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

第三条 第二項から第六項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

2 前項の規定による指定は、告示によつて行う。

3 第二項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除は、告示によつて行う。

4 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成二十一年法律第六十四号)第八条第一項に規定する協議会は、國土交通大臣に対し、当該協議会が組織されるる地域で政令で定めるもの」を「次条第一項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるとときは、当該指定地域について同項の規定による指定を解除するものとする。

5 都道府県知事は、國土交通大臣に対し、当該都道府県について第一項の規定による指定

を行いうよう要請することができる。

第六条 第二項中「指定地域」を「単位地域」に改める。

第五条 第二項中「指定地域」を「当該登録に係る単位地域」に改め、同条第二項第四号中「指定地域」を「単位地域」に改める。

第六条 第二項中「第二十七条第一項」を「第二十七条第二項」に改め、同項第四号中「特定指定地域にあつては、当該特定指定地域」を「指定地域にあつては、当該指定地域」に、「当

該特定指定地域に係る地理の」を「輸送の安全及

び利用者の利便の確保に関する」に改め、同項第五号中「指定地域」を「単位地域」に改める。
第十一条中「政令」を「国土交通省令」に改め
る。

第十二条第二項中「指定地域内に営業所を有する」を削り、「当該指定地域」を「営業所を設けている単位地域」に改める。

第十三条中「指定地域内の営業所に配置する」を削る。

第十四条中「指定地域内の営業所に配置する」を削り、「より」の下に「当該登録運転者の登録に係る単位地域」とに加える。

第十六条第一項第三号中「指定地域」を「当該登録運転者の登録に係る単位地域」に改める。

第十九条第一項及び第五項中「指定地域」を「単位地域」に改める。

第二十条第一項中「政令」を「国土交通省令」に改める。

第四十六条第一項中「指定地域内に営業所を有する」及び「指定地域内の営業所に配置する」を削る。

第四十八条の見出しを「(輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験)」に改め、同项第一項中「特定指定地域」を「指定地域」に、「地理の」を「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する」に改める。

第四十九条第一項中「適正化事業実施機関に」を「指定地域(特定指定地域を除く。)に」に改め、当該指定地域に係る登録実施機関に、特定指定地域にあつては当該特定指定地域に係る登録実施機関又は適正化事業実施機関に、「に」、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第五項を同第七項とし、同条第四項中「国土交通大臣

は、「の下に「登録実施機関又は」を加え、同項各号中「次項」の下に「若しくは第七項」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定は、登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に関する料金その他の」とあるのは「その他の」と、第二十五条第一項中「職員若しくは登録諮問委員会の委員」とあるのは「職員」と、同条第二項中「職員並びに登録諮問委員会の委員」とあるのは「職員」と、第三十六条第一項中「収支予算及び資金計画」とあるのは「及び收支予算」と読み替えるものとする。

第四十九条第三項中「より」の下に「登録実施機関又は」を加え、「行なう」を「行う」に改め、「当該」の下に「登録実施機関又は」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項と

第九条の三第一項中「一般乗用旅客自動車運送事業者」を「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。」に改める。

第二十七条第一項中「事業用自動車の運転者、車掌その他旅客又は公衆に接する従業員(次項において「運転者等」という。)の適切な指導監督、事業用自動車内における当該事業者の氏名又は名称の掲示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守し」を「その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じ」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 登録実施機関が試験事務を行う場合における第七条第一項第四号の規定の適用については、同号中「国土交通大臣」とあるのは、「登録実施機関」とする。

第五十四条中「政令」を「国土交通省令」に改める。

第五十六条第一号中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

第五十七条中「第四十九条第五項」を「第四十九条第六項又は第七項」に改める。

(道路運送法の一部改正)

2 前項に規定するもののほか、一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者、車

は、「の下に「登録実施機関又は」を加え、同項各

号中「次項」の下に「若しくは第七項」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

三号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二章の二 指定試験機関(第四十四条—第四十五条の十二)」を「第二章の二 民間団体による旅客自動車運送の適正化に関する試験機関(第四十四条—第四十五条の十二)」を「第二章の三 指定

事業の推進(第四十三条の二—第四十三条の九)」に改める。

第八条を次のように改める。
第八条 削除

第九条第一項中「第八十八条の二第二号及び第五号」を「第八十八条の二第二号及び第四号」に改める。

第二章の二 民間団体等による旅客自動車運送の適正化に関する事

業の推進

(旅客自動車運送適正化事業実施機関の指定等)

第二十九条の二中「第二十七条第一項」を「第二十七条第三項」に改める。

第二章の二を第二章の三とし、第二章の次に次の二章を加える。

第二章の二 民間団体等による旅客自動車運送の適正化に関する事

業の推進

2

第四十三条の二 國土交通大臣は、國土交通省令で定めるところにより、旅客自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確實に行うことができると認められるものとして國土交通省令で定めるものを、その申請により、運輸監理部及び運輸支局の管轄区域を勘査して國土交通大臣が定める区域(以下この章において単に「区域」という。)に、旅客自動車運送適正化事業実施機関(以下「適正化機関」という。)として指定することができる。

2 國土交通大臣は、前項の規定による適正化機関の指定をしたときは、当該適正化機関の名称、住所及び事務所の所在地並びに当該指定に係る区域を公示しなければならない。

(事業)

第四十三条の三 適正化機関は、その区域において、次に掲げる事業（以下「適正化事業」という。）を行うものとする。

一 輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に関し旅客自動車運送事業者に対する指導を行うこと。

二 旅客自動車運送事業者以外の者の旅客自動車運送事業を經營する行為の防止を図るために旅客自動車運送事業者に対する指導を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、旅客自動車運送に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。

四 旅客自動車運送事業に関する旅客からの苦情を処理すること。

五 輸送の安全を確保するために行う旅客自動車運送事業者への通知、第一号の規定による指導の結果の国土交通大臣への報告その他国土交通大臣がこの法律の施行のためにする措置に対して協力すること。

(苦情の解決)

第四十三条の四 適正化機関は、旅客から旅客自動車運送事業に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を

調査するとともに、当該申出の対象となつた旅客自動車運送事業者に対し当該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2 適正化機関は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該申出の対象となつた旅客自動車運送事業者に

対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

3 旅客自動車運送事業者は、適正化機関から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 適正化機関は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について旅客自動車運送事業者に周知させなければならない。

5 前号に掲げるもののほか、適正化事業の実施に必要な活動において、旅客自動車運送事業者に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

2 旅客自動車運送事業者は、適正化機関から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(改善命令)

第四十三条の六 國土交通大臣は、適正化機関の適正化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、適正化機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第四十三条の七 國土交通大臣は、適正化機関が前条の規定による命令に違反したときは、

2 第四十三条の二第一項の指定を取り消すことができる。

2 國土交通大臣は、前項の規定により第四十

その旨を公示しなければならない。

(国土交通省令への委任)

第四十三条の八 第四十三条の二第一項の指定の手続その他適正化機関に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

2 第九十四条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対する陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

3 第九十四条第四項を「第九十四条第五項」に改める。

2 第九十八条の三第三号中「第九十四条第二項」を「第九十四条第三項」に改め、同条第四号中「第九十四条第四項」を「第九十四条第五項」に改める。

2 第九十八条の二第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

2 第九十四条第七項中「第三項から第五項」を「第四項から第六項に改め、同項を同条第八項」とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五

項を同条第六項とし、同条第四項中「職員をして、同条第六項を同条第七項とし、同条第五

項を同条第六項とし、同条第四項中「職員をして、同条第六項を同条第七項とし、同条第五

項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、

同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、適正化機関に、国土交通省令で定める手続に従い、その事業に関し、報告をさせることができる。

2 第九十四条の二中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

2 第九十八条第十一号中「第二十七号第二項」を「第二十七号第三項」に改め、同条第十九号中「第二十七号第三項」に改め、同条第十九号中「第九十四条第二項」を「第九十四条第四項」に改める。

2 第九十八条第十一号中「第二十七号第二項」を「第二十七号第三項」に改め、同条第十九号中「第九十四条第二項」を「第九十四条第四項」に改める。

2 第九十八条の二の二次に次の二条を加える。

2 第九十八条の二の二次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした適正化機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に

処する。

1 第九十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 第九十四条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対する陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

3 第九十四条第四項を「第九十四条第五項」に改める。

2 第九十八条の三第三号中「第九十四条第二項」を「第九十四条第三項」に改め、同条第四号中「第九十四条第四項」を「第九十四条第五項」に改める。

2 第九十八条の二第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

2 第九十四条第七項中「第三項から第五項」を「第四項から第六項に改め、同項を同条第八項」とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五

項を同条第六項とし、同条第四項中「職員をして、同条第六項を同条第七項とし、同条第五

項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、

同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 國土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、適正化機関に、国土交通省令で定める手続に従い、その事業に関し、報告をさせることができる。

2 第九十四条の二中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

2 第九十八条第十一号中「第二十七号第二項」を「第二十七号第三項」に改め、同条第十九号中「第二十七号第三項」に改め、同条第十九号中「第九十四条第二項」を「第九十四条第四項」に改める。

2 第九十八条の二の二次に次の二条を加える。

2 第九十八条の二の二次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした適正化機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に

から起算して二月を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

特定の地域における輸送需要及び当該地域の状況に応じた一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減等を推進するための特定地域計画制度の創設、特定地域及び準特定地域における道路運送法の特例の拡充等を行うとともに、タクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保するため、タクシー運転者登録制度の拡充、一般乗用旅客自動車運送事業に係る運転者の過労の防止について定めようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十五年十一月八日

衆議院議長 伊吹 文明殿
国土交通委員長 梶山 弘志

[別紙]

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一般乗用旅客自動車運送事業が地域の公共交通機関として重要な役割を担つてることを関

係者は認識し、高齢者、妊婦、障害者、訪日外国人等の幅広いニーズに的確に応えるとともに、創意工夫を凝らしてサービスの高度化や高

質化に積極的に取り組むことにより、需要の拡大を図ること。

二 特定地域の指定については、その法的効果に鑑み厳格に行うこととし、現行特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域に係る指定基準より厳しい客観的な基準を設定した

上で、適切に運用すること。また、特定地域について指定事由がなくなつたと認めるときは、すみやかに指定を解除すること。

三 特定地域において設立される協議会に対し、特定地域の早期解除を図る観点からも積極的に活性化による需要の拡大に取り組むよう、適切に指導すること。

四 特定地域の協議会における特定地域計画の作成に際しての協議会としての合意の要件として、保有車両数の規模による法人事業者の区分や個人タクシー事業者のカテゴリー毎に車両台数シエアを等しくした基準を設定することとし、これを周知・指導すること。

五 特定地域計画に記載する削減すべき供給輸送力、供給輸送力の削減の方法等については、保有車両数の規模による法人事業者の区分や個人タクシー事業者のカテゴリーに応じて、一律でない削減率による減車(地域毎に設定されて

いる最低車両数を下回らない台数までとする)や営業方法の制限を柔軟に行うことができるこ

ととし、参考となる具体的パターンを示すなど

の方法によりこれを周知・指導すること。

六 五のカテゴリーに応じて設定される削減率については、あらかじめ協議会で合意した基準により加減等の調整もできることとし、これを周知・指導すること。

七 準特定地域における増車に係る事業計画変更の認可について、事業者の一台当たり增收実績(特定地域として指定されていた直近の期間に係るものも含む)、雇用する運転者の賃金増の実績等をその基準として設定し、適切に運用すること。

八 國土交通省は、公正取引委員会の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律についての見解に基づき、改正後の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく行為として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律上何が問題とならないとされるのか、また、何が問題となるのかについて明確となるよう、文書により周知を図ること。

九 國土交通省は、地方運輸局長が特定地域及び準特定地域における協議会の構成員ではなくなることを踏まえ、協議会における協議や検討に必要な各種データの提供をはじめ、協議会の円滑な運営のために必要な支援を適時適切に行うこと。

十 國土交通大臣が指定する運賃の範囲については、利用者利便の確保の観点を十分に踏まえて、能率的な経営を行う標準的な事業者における適正な原価に適正な利潤を加えることにより

は、事業の譲渡・譲受が円滑に行われるよう、譲り受けようとする者に対する試験制度等の運用改善に取り組むこと。

十一 地域及び準特定地域以外の地域で適用される自動認可運賃について、その幅を従前通り維持するとともに、引き続き個別の申請に対する審査を厳格に行うこと。

十二 國土交通省及び厚生労働省は、累進歩合制の廃止について改善指導に努めること。また、労使双方に対し、本法の趣旨を踏まえた真摯な対応を行うよう促すとともに、取組状況を把握し助言等必要な支援を行うこと。

十三 一般乗用旅客自動車運送事業者は、歩合給と固定給のバランスの取れた給与体系の再構築、累進歩合制の廃止、事業に要する経費を運転者に負担させる慣行の見直し等賃金制度等の改善等に努めるとともに、運行の安全を確保し、拘束時間外に運転代行業務に従事すること等により安全な運転をすることができない運転者を乗務させることがないよう万全を期すること。

十四 國土交通省は、運転代行業者による場合も含め、いわゆる白タク行為が行われることがないよう、関係機関と連携して監視・取締りの強化を図ること。

十五 本法の施行後も、個人タクシー事業者による事業の譲渡・譲受が円滑に行われるよう、譲り受けようとする者に対する試験制度等の運用改善に取り組むこと。

十六 本法の施行後における施行の状況や効果について、三年毎に総合的に検証を行い、その結果を両院に報告すること。

十七 國土交通省は、本法の施行の状況等を検証し、関係法令に基づく諸施策について不斷に検討を行うこと。

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案

右国会に提出する。

平成二十五年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍晋三

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律

(独立行政法人原子力安全基盤機構の解散並びにその資産及び債務の承継)

第一条 独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、その資産及び債務は、その時において国が承継し、政令で定めるところにより、一般会計、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定又は東日本大震災復興特別会計に帰属するものとする。

(独立行政法人通則法の特例)

第二条 機構の解散の日の前日を含む事業年度(同日が三月三十一日である場合の当該事業年度を除く。)は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号。附則第十五条を除き、以下「通則法」という。)第三十六条第一項の規定にかかるらず、機構の解散の日の前日に終わるものとする。

2 機構の平成二十四年四月一日に始まる中期目標の期間(通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)は、機構の解散の日の前日に終わるものとする。

3 機構の解散の日の前日を含む事業年度における業務の実績及び同日を含む中期目標の期間における業務の実績については、次の各号に掲げ

る業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣又は委員会が、従前の例により評価を受けるものとし、当該評価に係る通則法第三十二

条第三項(通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による通知及び勧告については、それぞれ当該大臣又は委員会に対してなされるものとする。この場合において、

通則法第三十二条第一項、同条第三項から第五項まで(通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)及び通則法第三十四条第一項中「評価委員会」とあるのは、「旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会」とする。

一 機構の業務のうち次号に掲げるものの以外のもの 原子力規制委員会

二 附則第二条の規定による廃止前の独立行政法人原子力安全基盤機構法(平成十四年法律第百七十九号。以下「旧法」という。)第十三条

第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務 内閣総理大臣及び原子力規制委員会

4 機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、前項各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣又は委員会が、従前の例により行うものとする。

(独立行政法人原子力安全基盤機構法の廃止)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第十

二条、第二十条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

(独立行政法人原子力安全基盤機構法の廃止)

第二条 独立行政法人原子力安全基盤機構法は、廃止する。

(原子力規制委員会職員の採用)

第三条 原子力規制委員会委員長(以下「委員長」という。)が、機構の職員である者のうちから、うちから、施行日において、原子力規制委員会職員を採用するものとする。

4 委員長は、第一項の規定により原子力規制委員会職員の募集を行い、及び前項の規定に基づいて原子力規制委員会職員を採用するに当たつては、附則第十三条の規定による改正前の核原

料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律昭和三十二年法律第百六十六号)及び旧法

その他の関係法令に基づき機構において行わ

れていた業務が、機構の職員の有する原子力の安

全の確保に関する知識及び経験を一体的に用い

ることによって行われていたことを踏まえ、当

該業務が適確に原子力規制委員会に引き継がれるとともに当該知識及び経験が原子力規制委員会の所掌事務の遂行に生かされることの重要性に鑑み、機構の職員である者をできる限り一体として原子力規制委員会職員とするよう努めるものとする。

5 機構の解散の日の前日を含む事業年度に係る財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならぬとされる行為は、原子力規制委員会が従前の例により行うものとする。この場合にお

いて、通則法第三十八条第三項中「評価委員会」とあるのは、「旧独立行政法人原子力安全基盤

機構評価委員会」とする。

2 前項において原子力規制厅その他の原子力規制委員会に置かれる機関について「職員」とは、

国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第

第四条 委員長が前条、第四項の規定に基づいて原子力規制委員会職員を採用しようとする場合における国家公務員法第八十一条の四及び第八十五条の規定の適用については、同法第八十一条の四第一項中「第八十一条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者（以下「定年退職者等」という。）又は自衛隊法（昭和二十九年法律第六百六十五号）の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者（次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考によりとあるのは「独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第二号。次条において「原子力安全基盤機構解散法」という。）第一条の規定により解散した旧独立行政法人原子力安全基盤機構を同法の施行の日の前日に退職した者であつて年齢六十年以上のもの（次条において「年齢六十年以上の機構退職者等」という。）を、同法附則第三条第三項の規定により提出された書類その他の情報に基づく選考により」と、同法第八十一条の五第一項中「定年退職者等又は自衛隊法による定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により」とあるのは「年齢六十以上の機構退職者を、原子力安全基盤機構解散法附則第三条第三項の規定により提出された書類その他の情報に基づく選考により」と、同条第三項中「定年退職者等及び自衛隊法による定年退職者等」とあるのは「年齢六十年以上の機構退職者」とする。

委員長が前条、第四項の規定に基づいて原

（原子力規制委員会職員となつた者に関する経過措置）

第五条 附則第三条第四項の規定に基づいて採用された原子力規制委員会職員（以下「原子力規制委員会職員となつた者」という。）であつて、同条第五項の規定の趣旨及び機構において受けた給料月額等を考慮して人事院規則で定める者については、人事院規則で定めるところによ

り、人事院規則で定める期間、特別の手当を支給するものとする。

2 前項の特別の手当の支給を受ける職員に対する國家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）第三章の規定の適用については、同法第九条第一項中「を含み」とあるのは「及び独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第二号。以下「原子力安全基盤機構解散法」という。）附則第五条第一項に規定する特別の手当のうち俸給月額に相当するものを含み」と、同条の規定により退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

第六条 原子力規制委員会職員となつた者（施行

第七条 施行日の前日において健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付を受けることができる者であつた機構の職員で、施行日に内閣共済組合（国家公務員共済組合法（昭和十三年法律第二百二十八号）第一百二十四条の三の規定により読み替えた同法第三条第一項の規定により内閣（環境省を含む。）に属する職員並びに独立行政法人国立公文書館及び独立行政法人国立環境研究所の職員をもつて組織された国家公務員共済組合をいう。以下同じ。）の組合員となつた者（原子力規制委員会職員となつた者に限る。）に係る施行日以後の給付に係る国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定及び同法第二十六条の五第一項の規定の適用について、その者は、施行日前の健康保険法による保険給付を受けることができる者であつた間（機構の職員であつた間に限る。内閣共済組合の組合員であつたものとみなし、その者が施行日前に健康保険法による保険給付を受けていた場合における当該保険給付は、国家公務員共済組合法に基づく当該保険給付に相当する給付とみなす。）

第八条 施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた機構の職員で、施行日に内閣共済組合の組合員となつた者（原子力規制委員会職員となつた者に限る。以下この条において「機構の職員であつた組合員」という。）のうち、一年以上の引き続き組合員期間（内閣共済組合の組合員である期間（原子力規制委員会職員である期間に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（機構の職員であつた期間に係るものに限る。以下この条において「厚生年金保険期間」という。）と当該厚生年金保険期間に引き続く組合員期間とを

同条第十四項中「第十九項」を「第十四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十五項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十六項を同条第十一項とし、同条第十七項から第十九項までを五項ずつ繰り上げ、同条第二十項中「第十六項」を「第十一項」に、「き損してはならない」を「毀損してはならない」に改め、同項を同条第十五項とする。

第六十八条の二を削り、第六十八条の三を第六十八条の二とする。

第六十条第一項中「又は機構が行う検査若しくは確認の業務に係る処分若しくはその不作為、「指定保険措置検査等実施機関が行う処分については」及び「機構が行う処分又はその不作為については次の各号に掲げる検査又は確認の区分に応じ当該各号に定める大臣又は委員会に」を削り、同項各号を削る。

第六十一条第四項中「第六十八条第七項及び第十二項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改め、「又は機構」を削る。

第七十二条第四項中「第六十八条第七項及び第十二項」を「第六十八条第六項及び第七項」に改める。

第七十五条第一項第四号中「第四十二条の三の十五第一項」を「第四十二条の三の十五」に改める。

第七十五条第一項第四号中「第四十二条の三の十五第一項」を「第四十二条の三の十五」に改め、同条第二項中「機構の行う検査又は確認を受けようとする者の納めるものについては機構の、その他のものについては」を削り、同条第三項中「機構が行う検査又は確認に係るものを行く」を削る。

第七十六条中「の規定(機構が行う検査又は確

認に係るもの)を除く。」を削る。

第七十八条第八号中「第四十三条の三の十五第一項」を「第四十三条の三の十五」に改め、同

条第二十四条の二中「すべて」を「全て」に改め、「第六十六条第二項」に改め、同条第三十一号中「第六十八条の三」を「第六十八条の二」に改め

同条第二十八号中「第六十六条の二第二項」を「第六十六条第二項」に改め、同条第十号中「第六十八条第二項」に改め、同条第十一号中「第六十八条の二」に改め

同条第二十九号の二中「すべて」を「全て」に改め、「第六十六条第二項」に改め、同条第十一号中「第六十八条の二」に改め

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案及び同報告書

基づいて、原子力規制委員会又は国土交通大臣がした検査、確認、審査その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に旧規制法の規定により機構に対してされている申請その他の行為は、新規制法の相当規定に基づいて、原子力規制委員会又は国土交通大臣に対してされた申請その他の行為とみなす。

(独立行政法人放射線医学総合研究所法の一部改正)

第十五条 独立行政法人通則法の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会とする」を削る。

(独立行政法人通則法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 施行日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日までの間、原子力規制委員会に、機構に関する事務を処理させるとため、旧独立行政法人原子力安全基盤機構評議委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

(独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部改正)

第十八条 独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項を次のように改める。

次に掲げる規定の適用については、これら

の規定中「評議委員会」とあるのは、「評議委員会及び経済産業省の独立行政法人評議委員会」とする。

一 通則法第三十八条第三項、第四十四条第

四項、第四十六条の二第五項(前条第一項

第五号に規定する業務に係る政府出資等に

係る不要財産に係る部分に限る。),第四十

六条の三第六項(同号に規定する業務に係

る民間等出資に係る不要財産に係る部分に

の権限に属させられた事項を処理すること。

前項に定めるもののほか、委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他委員会に関する必要な事項については、政令で定める。

(独立行政法人放射線医学総合研究所法の一部改正)

第十七条 独立行政法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十八条・第二十条」に改め、「第二十一条」を「第十九条・第二十条」とする。

第二十九条 第十九条を削り、第十九条を第十八条とす

る。

第五章中第二十条を第十九条とし、第二十一

条を第二十条とする。

(独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部改正)

第二十九条第一項を次のように改める。

次に掲げる規定の適用については、これら

の規定中「評議委員会」とあるのは、「評議委員会」とする。

一 通則法第三十八条第三項、第四十四条第

四項、第四十六条の二第五項(前条第一項

第五号に規定する業務に係る政府出資等に

係る不要財産に係る部分に限る。),第四十

六条の三第六項(同号に規定する業務に係

る民間等出資に係る不要財産に係る部分に

限る。)及び第四十八条第二項(同号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。)の規定

二 前条第一項第五号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定

第二十九条第二項を削り、同条第三項中「及び原子力規制委員会」を削り、同項を同条第二項とする。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第十九条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八十五条第六項中「独立行政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付を含む。」を削る。

第八十八条第二項第一号亦中「独立行政法人原子力安全基盤機構法(平成十四年法律第百七十九号)第十五条第三項。」を削り、同項第二号へ中「交付金及び」を削る。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第百五十九条の四の次に次の一条を加える。

附則第百五十九条の四の次に次の一条を加える。

附則第百五十九条の四の次に次の一条を加える。

第一百五十九条の五 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案及び同報告書

盤機構の解散に関する法律(平成二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第三項を削る。

附則第八条を次のように改める。

第八条 削除

(原子力規制委員会設置法の一部改正)

第二十一条 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めることにより原子力規制委員会に置かれる審議会等は、放射線審議会とする。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

附則第一条第六号を次のように改める。

六 削除

附則第六条第六項中「第六十六条の二第一項」を「第六十六条第一項」に改める。

附則第六条の次に次の一条を加える。

(審議会等の設置の特例)

第六条の二 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律(平成二十五年法律第一号)附則第十六条第一項の政令で定める日までの間、同法の定めるところにより、原子力規制委員会に、旧独立行政法人原

第十六条の五第三項及び第四項を削る改正規定	第十六条の五第三項及び第四項を削る。
第五十二条の十第三項	第五十二条の十第三項を削る。
第五十五条の二第三項	第五十五条の二第三項を削る。

理由

独立行政法人原子力安全基盤機構が行う業務を原子力規制委員会に移管するため、独立行政法人原子力安全基盤機構を解散し、その事務を国が引き継ぐこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

を加える改正規定及び同法第五十五条の二に一項を加える改正規定を削り、同法第六十五条第一項第一号の改正規定中「第十六条の三第三項」の下に「第二十八条第三項」を「第十六条の五第三項」の下に「第二十九条第三項」を「第十六条の五第三項」の下に「第二十九条第三項」を「第十六条の五第三項」に加え、「及び」、「及び第五十一条の十第三項」を「第五十二条の十第三項」を「第五十二条の十第三項」に加える。

「第五十二条の十第三項及び第五十五条の二第三項」に削る。

第二十一条 附則第一条第六号を次のように改める。

第二十一条 削除

(調整規定)

第二十一条 附則第一条ただし書に規定する規定

の施行の日が持続可能な社会保障制度の確立を図るために改革の推進に関する法律(平成二十一年法律第一号)の施行の日前である場合には、附則第二十条のうち被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第百五十九条の三の次に一条を加える。

改正規定中「附則第百五十九条の三」とあるのは「附則第百五十九条の四」と、「第百五十九条の四」とあるのは「第百五十九条の五」とする。

第二十一条 施行日が原子力規制委員会設置法附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、附則第二十二条のうち被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第百五十九条の三の次に一条を加える。

改正規定中「附則第百五十九条の三」とあるのは「附則第百五十九条の四」と、「第百五十九条の四」とあるのは「第百五十九条の五」とする。

第二十一条 改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

十九条の五」とあるのは「第百五十九条の四」とする。

2 前項の場合において、持続可能な社会保障制度の確立を図るために改革の推進に関する法律附則第二条のうち被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第百五十九条の三の次に一条を加える改正規定中「附則第百五十九条の三」とあるのは「附則第百五十九条の四」と、「第百五十九条の四」とあるのは「第百五十九条の五」とする。

第二十一条 改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、原子力規制委員会設置法附則第六条第四項の規定に基づき、独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)が行う業務を原子力規制委員会に移管するため、機構を解散し、その事務を国が引き継ぐこととする等の所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 機構は、この法律の施行の時に解散し、原子力規制委員会に統合するものとし、その資産及び債務は国が承継するものとする。
- 2 独立行政法人原子力安全基盤機構法は、廃止するものとすること。
- 3 原子力規制委員会委員長が、機構の職員を原子力規制委員会職員として採用するために必要な手続を設けること。併せて、機構を退職した者であつて年齢六十年以上のものを、原子力規制委員会職員として採用することができるものとすること。
- 4 3により採用された原子力規制委員会職員となつた者であつて、人事院規則で定める者については、人事院規則で定めるところによつて適切な措置を講ずべきである。
- 5 原子力規制委員会の有する科学的知見や専門的技術の一層の向上に努めることにより、事業者の監視・監督機能の一層の適正化を図ること。
- 6 原子力規制委員会が発足されてから一年以上が経過しているにもかかわらず、同委員会設置法に規定されている原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会及び放射線審議会が未だに設置されていない現状に鑑み、早期に設置すること。
- 7 原子力規制委員会の研究調査機能の強化に努めとともに、関連する大学や研究調査機関との連携を深め、原子力安全規制のための技術の向上に努めること。
- 8 原子力規制委員会の研究調査機能の強化に努めとともに、関連する大学や研究調査機関と並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員を除く)をいう。
- 9 海外の最新の知見や技術を取り入れるため、ものとする。

- 5 原子力規制委員会職員となつた者の厚生年金保険等から國家公務員共済組合への移行に当たり必要な特例を設けること。

6 機構の解散に伴い、その業務を原子力規制委員会に移管するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正

等、関係法律の規定について所要の規定の整備を行うものとすること。

- 7 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の議決理由

本案は、独立行政法人原子力安全基盤機構が行う業務を原子力規制委員会に移管するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を行つことに決した。

右報告する。

平成二十五年十一月八日

環境委員長 伊藤信太郎
衆議院議長 伊吹 文明殿

(別紙)

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に

関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につい

て適切な措置を講ずべきである。

一 独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機

構」という。)の職員を原子力規制委員会へ採用する際の具体的な手続について明らかにするとともに、「できる限り一体として原子力規制委員会職員とするよう努める」と定めた本法

の規定に鑑み、原子力規制委員会への採用を希望する機関職員については可能な限り採用すること。

二 機構を統合した後の原子力規制委員会の体制

づくりや機構から採用した職員の配置に際しては、機構出身者の能力を最大限に生かせるよう十分配慮すること。

三 原子力規制委員会に採用される機構の職員に支給される人事院規則で定める特別の手当の検討に当たつては、当該職員の高い知見や技術力を適正に勘案しつつ、国家公務員である原子力規制委員会職員になつたことにより収入等に大きく影響が及ばないような給与体系となるよう十分配慮すること。

四 原子力規制委員会への採用を希望しない機構職員に対しては、再就職の支援等に最大限配慮すること。

五 機構職員が有する原子力安全規制行政に係る知見や技術を、原子力規制庁の若手職員等に引き継ぐための体制を構築するとともに、原子力安全規制行政の将来を見据えた人材の育成に努めること。

六 原子力規制委員会の有する科学的知見や専門的技術の一層の向上に努めることにより、事業者の監視・監督機能の一層の適正化を図ること。

七 原子力規制委員会が発足されてから一年以上が経過しているにもかかわらず、同委員会設置法に規定されている原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会及び放射線審議会が未だに設置されていない現状に鑑み、早期に設置すること。

第一條 この法律は、配偶者同行休業の制度を設けることにより、有為な国会職員の継続的な勤務を促進し、もつて公務の円滑な運営に資することを目的とする。

(目的)

第二条 この法律において「国会職員」とは、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第一条に規定する国会職員(各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員を

国会職員の配偶者同行休業に関する法律案
右の議案を提出する。
平成二十五年十一月八日
提出者
議院運営委員長 逢沢 一郎

外国人有識者の活用並びに諸外国の原子力関係機関との意見交換及び情報共有を一層推進すること。また、これまで機関が行つてきた海外の技術支援機関等との協力等を、原子力規制委員会が引き続き行えるよう体制整備を図ること。

十 原子力に係る高い知見や技術を有する民間の人材を積極的に採用するなど、原子力規制委員会の一層の体制強化に努めること。

3 この法律において「配偶者同行休業」とは、国会職員(常時勤務することを要しない国会職員、臨時に任用された国会職員その他の両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。次条第一項において同じ。)が、外国での勤務その他両議院の議長が協議して定める事由により、外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。

(配偶者同行休業の承認)

第三条 本属長は、国会職員が配偶者同行休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした国会職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、三年を超えない範囲内の期間に限り、当該国会職員が配偶者同行休業することを承認することができる。

2 前項の請求は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該国会職員の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第四条 配偶者同行休業をしている国会職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が三年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、本属長に対し、配偶者同行休業の期間の延長を請求することができるとする。

2 配偶者同行休業の期間の延長は、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 前条第一項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の効果)

第五条 配偶者同行休業をしている国会職員は、国会職員としての身分を保有するが、職務に從事しない。

2 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(配偶者同行休業の承認の失効等)

第六条 配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている国会職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該国会職員の配偶者でなくなった場合には、その効力を失う。

2 本属長は、配偶者同行休業をしている国会職員が当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなつたことその他両議院の議長が協議して定める事由に該当すると認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時の任用)

第七条 本属長は、第三条第一項又は第四条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間(以下この項及び第三項において「請求期間」という。)について国会職員の配置換えその他の方法によって当該請求をした国会職員の業務を処理することが困難であると認めるとときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。

(職務復帰後における給与の調整)

第八条 配偶者同行休業をした国会職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給について

この法律は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第二号)の施行の日から施行する。

理由

一般職の国家公務員と同様に、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な国会職員の継続的な勤務を促進するため、国会職員について配偶者同行休業の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(配偶者同行休業をした国会職員についての国家公務員退職手当法の特例)

第九条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法

による請求があつた場合にあつては、当該請求による延長前の配偶者同行休業の期間の初日から当該請求に係る期間の末日までの期間を通じて一年を超えて行うことができない。

一 請求期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用

2 配偶者同行休業をした期間については、当該期間に該する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

3 前項中「その月数の二分の一に相当する月数(国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数」とあるのは、「その月数」とする。

(両院議長協議決定への委任)

2 配偶者同行休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数」とあるのは、「その月数」とする。

3 本属長は、第一項の規定により任期を定めて採用された国会職員の任期が請求期間に満たない場合にあつては、当該請求期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

5 本属長は、第一項の規定により任期を定めて採用された国会職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の職に任用することができる。

(職務復帰後における給与の調整)

第六条 この法律(前条の規定を除く。)の実施に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

(両院議長協議決定への委任)

2 配偶者同行休業をした期間についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数(国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数」とあるのは、「その月数」とする。

3 本属長は、第一項の規定により任期を定めて採用された国会職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の職に任用することができる。

(職務復帰後における給与の調整)

第六条 この法律は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第二号)の施行の日から施行する。

四 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他他の関係者との連携協力の確保に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項

第六条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下同じ。）は、第十二条第一項に規定する津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる。

第六条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項第一号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

第六条を第五条とし、同条の次に次の二条を加える。

（推進計画の特例）

第六条 前条第一項又は第二項に規定する者が、大規模地震対策特別措置法第六条第一項又は第二項の規定に基づき、前条第一項各号に掲げる事項を定めたときは、当該事項を定めた部分は、推進計画とみなしてこの法律を適用する。

第七条第一項及び第二項中「前条第一項」を「第十五条第一項」に、「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条第四項中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条第五項中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条第六項中「東南海・南海地震規程」を「南海トラフ地震防災規程」に改め、同項中第八号

を第九号とし、第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の二号を加える。

一 大規模地震対策特別措置法第一条第十二号に規定する地震防災応急計画（同法第八条第一項の規定により同号に規定する地震防災応急計画とみなされるものを含む。）

二 大規模地震対策特別措置法第一条第十二号に規定する地震防災応急計画（同法第八条第一項の規定により同号に規定する地震防災応急計画とみなされるものを除く。以下この項において同じ。）を作成し、「その東南海・南海地震防災規程」を「その南海トラフ地震防災規程」に、「東南海・南海地震防災規程を変更」を「南海トラフ地震防災規程を変更」に改める。

第十二条を第二十二条とする。

第十三条中「東南海・南海地震」を「この法律に特別の定めのあるもののほか、南海トラフ地震」に改め、同条を第二十一条とする。

第十条中「避難地、避難路」を「避難施設その他

の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他」に、「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条を第二十条とする。

第九条中「東南海・南海地震」を「南海トラフ地震」に改め、同条を第十九条とする。

第八条の次に次の十条を加える。

（南海トラフ地震防災対策推進協議会）

第九条 関係指定行政機関の長及び関係指定地方

行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関は、

共同で、南海トラフ地震が発生した場合における災害応急対策及び当該災害応急対策に係る防

災訓練の実施に係る連絡調整その他の南海トラフ地震に係る地震防災対策を相互に連携協力して推進するため必要な協議を行うための協議会（以下この条において単に「協議会」という。）

2 前項の規定により協議会を組織する関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、及び関係指定地方公共機関は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、南海トラフ地震に係る地震防災対策を実施すると見込まれる者その他の協議会が必要と認める者を加えることができる。

3 第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）は、同項の規定により協議会を組織する関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関並びに前項の規定により加わった協議会が必要と認める者をもつて構成する。

4 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

6 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による特別強化地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

7 協議会の庶務は、内閣府において処理する。

（津波からの円滑な避難のための居住者等に対する周知のための措置）

第十二条 前条第一項の規定による特別強化地域の指定があつたときは、関係市町村長は、居住者、滞在者その他の者の南海トラフ地震に伴い

（南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定等）

第十一条 内閣総理大臣は、推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域を、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により特別強化地域を指定するに当たっては、南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都府県の意見を聽かなければならない。

この場合において、関係都府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聽かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

6 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による特別強化地域の指定の解除をする場合に準用する。

（津波からの円滑な避難のための居住者等に対する周知のための措置）

第十二条 前条第一項の規定による特別強化地域の指定があつたときは、関係市町村長は、居住者、滞在者その他の者の南海トラフ地震に伴い

<p>発生する津波からの円滑な避難に資するよう、内閣府令で定めるところにより、当該津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他特別強化地域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を居住者、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならぬ。ただし、当該特別強化地域において、津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第五十五条に規定する措置が講じられているときは、この限りでない。</p> <p>(津波避難対策緊急事業計画)</p>		<p>とするものとむ。以下同じ。)</p> <p>四 集団移転促進事業に関する施設が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るために配慮をする者が利用する施設で政令で定めるものの整備に関する事業</p>	
<p>第十二条 第十条第一項の規定による特別強化地域の指定があつたときは、関係市町村長は、当該特別強化地域について、市町村防災会議が定める推進計画に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため必要な緊急に実施すべき次に掲げる事業に関する計画(以下「津波避難対策緊急事業計画」という。)を作成することができる。</p> <p>一 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に関する事業</p> <p>二 前号の避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業</p> <p>三 集団移転促進事業(防災のための集団移転促進事業に係る国財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第二百三十二号)以下「集団移転促進法」という。)(第二条第二項に規定する集団移転促進事業をいい、第十六条の規定による特別の措置の適用を受けよう</p>		<p>て、その具体的な目標及びその達成の期間を定めて、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。</p> <p>2 前項各号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めて、関係市町村以外の者が実施する事業に応じ、関係市町村以外の者が実施する事業に係るものと記載することができる。</p> <p>3 第一項各号に掲げる事項には、関係市町村が実施する事業に係る事項を記載するほか、必要に応じ、関係市町村以外の者が実施する事業に係るものと記載することができる。</p> <p>4 関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画に關係市町村以外の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならぬ。</p> <p>5 関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。</p> <p>6 関係市町村長は、前項の協議をしようとするときは、あらかじめ、都府県知事の意見を聽取ることとする。</p> <p>7 内閣総理大臣は、第五項の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。</p> <p>8 第二項から前項までの規定は、津波避難対策緊急事業計画の変更について準用する。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、</p>	
<p>東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案</p>		<p>とするものとむ。以下同じ。)</p> <p>四 集団移転促進事業に関する施設が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るために配慮をする者が利用する施設で政令で定めるものの整備に関する事業</p>	
<p>九 関係市町村長は、前項ただし書の輕微な変更については、内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>(津波避難対策緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等)</p>		<p>この限りでない。</p> <p>9 関係市町村長は、前項ただし書の輕微な変更については、内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業(以下この条において「津波避難対策緊急事業」という。)のうち、別表に掲げるもの(当該津波避難対策緊急事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。第三項において同じ。)に要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、当該津波避難対策緊急事業に関する法令の規定にかかるらず、同表のとおりとする。</p> <p>2 津波避難対策緊急事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、前項の規定による国負担割合を超えるときは、当該津波避難対策緊急事業に係る経費に対する他の法令の規定にかかるらず、当該他の法令による国負担割合を超えるときは、当該津波避難対策緊急事業に係る経費に対する他の法令の規定にかかるらず、当該他の法令の定める割合による。</p> <p>3 国は、津波避難対策緊急事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前二項の規定を適用したとすれば国が負担し、又は補助することとなる割合を参考して、当該交付金の額を算定するものとする。</p> <p>(移転が必要と認められる施設の整備に係る財政上の配慮等)</p> <p>第十四条 国は、第十二条第一項第四号に規定する政令で定める施設の整備に關し、必要な施設</p>	
<p>第十五条 市町村が津波避難対策緊急事業計画に基づき集団移転促進事業を実施するため、農地若しくは採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条において同じ。)を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、都府県知事(当該市町村が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにし、又は四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合に該当するものであると認められるときは、農林水産大臣)は、当該集団移転促進事業が次に掲げる要件に該当するものであると認められるときは、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第二項(第一号に係る部分に限る。)又は第五条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定にかかるらず、同法第四条第一項又是第五条第一項の許可をすることができる。</p> <p>一 関係市町村における南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のため必要な施設の整備に關し、必要な施設</p>		<p>上及び金融上の配慮をするものとする。</p> <p>(集団移転促進事業に係る農地法の特例)</p>	
<p>第十六条 津波避難対策緊急事業計画に基づく集</p>		<p>二 関係市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。</p> <p>(集団移転促進法の特例)</p>	

団移転促進事業を実施する場合における集団移転促進法第三条第二項第三号及び第七条第一号の規定の適用については、集団移転促進法第三条第二項第三号中「住宅団地」とあるのは「住宅団地(集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るために配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるもの)の用に供する土地を含む。第五号並びに第七条第一号及び第三号において同じ。」の」と、集団移転促進法第七条第一号中「場合を除く」とあるのは「場合であつて、当該譲渡に係る対価の額が当該経費の額以上となる場合を除く」とする。

(集団移転促進事業に係る国土利用計画法等による協議等についての配分)

第十七条 国の行政機関の長又は都府県知事は、津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業の実施のため国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)その他の土地利用に関する施設で政令で定めるもの用に供する土地を含む。第五号並びに第七条第一号及び第三号において同じ。)の」と、集団移転促進法第七条第一号中「場合を除く」とあるのは「場合であつて、当該譲渡に係る対価の額が当該経費の額以上となる場合を除く」とする。

(集団移転促進事業に係る国土利用計画法等による協議等についての配分)

第十八条 地方公共団体が第十二条第一項第四号に規定する政令で定める施設その他津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に連して移転する公共施設又は公用施設の除却を行つたために要する経費(公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する同号に規定する政令で定める施設その他当該集団移転促進事業に関連して移転する公共施設の除却に係る負担又は助成に要する経費を含む。)については、地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条の規定にかかるわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第十三条関係)

事業の区分	国の負担割合
南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備で地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの	三分の二
南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備で地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの	三分の二

る法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)その他の法律の規定による協議その他の行為又は許可その他の処分を求められたときは、当該集団移転促進事業に係る施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

(地方債の特例)

第一条 この法律の施行前にこの法律による改正前(東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下この条において「旧法」という。)第六条第一項又は第二項の規定により定められた推進計画及び旧法第七条第一項又は第二項の規定により作成された対策計画(旧法第八条第一項の規定により対策計画となされるものを含む。)は、この法律による改正後(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下この条において「新法」という。)第五条第一項各号に掲げる事項及び新法第七条第四項に規定する事項について定めた部分については、新法第五条第一項又は第二項の規定により定められた推進計画及び新法第七条第一項又は第二項の規定により作成された対策計画(新法第八条第一項の規定により対策計画とみなされるものを含む。)とみなす。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が平成二十六年四月一日(前となる場合における地方税法(昭和二十一年法律第二百二十六号)附則第十五条第六項の規定の適用については、同項中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」とあるのは、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」とあるのは、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)による改正前の東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第号)による改正前の東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」とする。

(経過措置)

第一条 この法律の施行前にこの法律による改正前(東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下この条において「旧法」という。)第六条第一項又は第二項の規定により定められた推進計画及び旧法第七条第一項又は第二項の規定により作成された対策計画(旧法第八条第一項の規定により対策計画となされるものを含む。)は、この法律による改正後(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下この条において「新法」という。)第五条第一項各号に掲げる事項及び新法第七条第四項に規定する事項について定めた部分については、新法第五条第一項又は第二項の規定により定められた推進計画及び新法第七条第一項又は第二項の規定により作成された対策計画(新法第八条第一項の規定により対策計画とみなされるものを含む。)とみなす。

(理由)

南海トラフ地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護し、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図るため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(消防組織法及び内閣府設置法の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改める。

一 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第四条第一項第二十一号

二 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条第三項第十四号の三

本案施行に要する経費としては、平年度約百億円の見込みである。